

第一百八回国会
院 法 務 委 員 会 議 錄 第 八 号

平成二年六月五日(火曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長 小澤 潔君

理事 逢沢 一郎君

理事 熊谷 弘君

理事 小森 龍邦君

理事 石原 伸晃君

理事 加藤 純一君

理事 高沢 久間 章生君

理事 宇都宮由美君

理事 鈴木喜久子君

理事 冬柴 鐵三君

理事 中野 寛成君

理事 德田 虎雄君

法務大臣 長谷川 信君

出席政府委員

法務大臣官房長

法務大臣官房審

法務省民事局長

法務省入国管理局長

法務省民事局参事官

外務大臣官房外務參事官

大蔵省主税局税制第一課長

農林水産省農政部農政課長

中小企業庁指導部組織課長

農業水産省農政部農政課長

法務委員会調査室長小柳 敦治君

委員長 小澤 潔君

理事 大塚 雄司君

理事 小澤 克介君

理事 中村 岩君

理事 大原 一三君

理事 木部 佳昭君

理事 平田 進君

仙谷 由人君

仙谷 伸晃君

古屋 伸晃君

古屋 由人君

中野 寛成君

中野 寛成君

同日 同日

和田 一仁君

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

辞任

補欠選任

辞任

</div

有する財産とか資産、そういうものにはいろいろな形態があるわけでございますけれども、そういう財産を数額的に評価して最低限資本金に見合うものがなければならない、こういうのが資本金の会社法における機能だろうというふうに考えてるわけでござります。

それで、今のお話、大変長かったのですが、要するに計算上の数額である、会社財産を確保するための基準たる一定の金額だ、これがお答えの実質部分だらうと思います。現象的には貸借対照表の負債の部に一項目挙げて記載される数額でござりますし、今お話をありましたとおり登記等によって公示される、こういふことであらうと思います。肝心なのは、現実の存在である会社財産とは全く違う、ある意味で観念的といいますか計算上の数額である、ここは間違ひのないところだらうと思

機能という面から申しますと、ある時期には純資産の額が資本金の額を下回る、経済的な変動、好況、不況というものがござりますが、取締役が善良注意義務を尽くしても、あるいは忠実義務を尽くしても、経済取引の変動等によつて純資産が減る、そのときには配当ができるない、配当すれば配当金の返還が命ぜられる、こういうようなことがありますとともに、好況のときには純資産の額が非常に多くて高率の配当にも結びつく、こういうような現象だろう、ちょっと御質問に対して的確なお答えになるかどうか自信がございませんけれども、この程度でございます。

○小澤(克)委員 そういうことでござりますので、結局純資産、いわゆる積極財産の総額から債務総

きないなどということになつておりますので、額面以下で発行しますということになると、もうそのときに既に会社に入つた金が資本金額を下回る、こういうことになりますので、そういうことはは禁止される。あるいは、株式を不公正な価額で引き受けた者に差額の支払い義務を命ずる、これは商法の二百八十九条ノ十一でございます。それから、例えば株主が出資を会社に対してもする義務があるわけでございますが、その義務と株主の会社に対する債権で相殺してしまつて現実には会社にその資産を提供しない、こういうことになりますと、会社の計算上はこれはプラス・マイナス・ゼロなんですが現実の財産は入つてこないというような相殺禁止の規定。それから、今回の商法の改正でも問題になつておりますけれども、現物出資に関して厳しい検査をするとかいうような問題、そういうようなこと。あるいは、自己株式取得の禁止といふのがよく言われておりますけれども、これも実は自己株式を取得する場合には質実内には出

視してその会社財産が食いつぶされるというようなことがあっては困りますので、資本充実の原則とかあるいは資本維持の原則と呼ばれておりますけれども、会社財産のみを担保とする会社債権者の立場から資本充実の原則とか資本維持の原則というようなことが言われております。これは、会社理事者や高率配当を望む現在の株主による不健全性を確保するためにも必要であるし、会社債権者のためにも必要だといふにこの原則は言われておるわけでございます。そういうようなことでございりますので、資本充実・維持という面から商法はもうものの規定を置いておるわけですが

○清水(進)政府委員 貸借対照表でも、例えば資産の部と負債の部と資本の部というのがあるわけでございまして、資本の部から、つまり総資産から總負債を差し引いたものが純資産である、こういうことに商法上はなつてているわけでございます。その純資産につきまして、もちろん資本準備金とか利益準備金というもののいわゆる法定準備金が本当は加わるわけでござりますけれども、話を単純にするために資本金という言葉だけで申し上げますと、純資産が資本金を上回るような状況でないと配当してはならないという商法二百九十九条の規定がございます。これはそういう意味で配当可能利益を出すための計算上の数字であるということが資本金については言えるわけでございます。その純資産のあり方としては、これは例えは現金であつてもいいし、動産であつてもいいし、不動産であつてもいいし、在庫商品であつてもいいし、純資産の所有形態というのはいろいろ考えられるわけでござりますが、そういうものが正しく評価されまして一定の数額になる、そういう数额と資本金との比較が行われて配当可能利益というものがそこに出てくる、こういうふうに思つてございます。

資本を差し引いた者と計算上の数額である資本とは一致しない、むしろ一致しないのが当たり前である。欠損を生ずる場合もありますし、純資産が資本金額を上回る場合には、準備金等の問題を若干ネグつて、簡単に言いますと配当可能利益、その部分が算出される、こういう関係であるということであろうかと思うわけでございます。

そういういたしますと、この計算上の数額たる資本金と実際の総資産額とは一致するものではないし、しないのが実態であるということになりますと、次に、今も若干既にお話が出来ましたけれども、純資産が資本金額を上回るよう、上回るといいますか、少なくとも資本金額を満たすように維持していかなければならぬ、こういう話にならうかと思うわけですが、商法上具体的に資本を維持する手段といいますか、これはどのようになつておるわけでしょうか。

○清水(滋)政府委員 俗に資本充実の原則とか、先生おつしやるよう資本維持の原則といふふうに言われているわけでござります。

いろいろ細かい規定があるわけでござりますけれども、商法の規定の順序に従つて申し上げますと、例えば額面株式の額面未満発行が禁止されるつまり、額面株式の場合には少なくとも資本金は

問題になつておりますけれども、現物出資については、厳しい検査をするとかいうような問題、そういうようなことがあります。あるいは、自己株式取得の禁止というのがよく言われておりますけれども、これも実は自己株を取得するということは実質的には出資の返還である、それだけ資本の空洞化をもたらす、資本充実の原則に反する最たるものだというふうにこの自己株式取得というのは言われておりますけれども、御存じのように商法の二百十一条で厳しく制約されております。先ほど申し上げました利益配当について制限規定、さらには単にその資本金に見合う純資産があればいいというだけのみならず、先生先ほどちよと御指摘になりましたように、資本準備金はもとよりのこと、利益準備金の積み立てを法律は要請して、これによつて資本金を上回る純資産が常に会社に留保されるよういろいろな配慮をしている、こういうことが言えるのではないか。

まだまだそのほかにもいろいろ条文があるうかと思ひますけれども、主な点を申し上げるとそんなところではないかと思います。

○小澤(兒)委員 今資本充実の原則と維持の原則とあわせたようなお答えだったかと思います。もちろん、非常に密接な関係があるのでございまが、私がお尋ねしたかったのは、一たん充実さ

機能という面から申しますと、ある時期には純資産の額が資本金の額を下回る、経済的な変動、好況、不況というものがござりますが、取締役が善良注意義務を尽くしても、あるいは忠実義務を尽くしても、経済取引の変動等によつて純資産が減る、そのときには配当ができるが、配当すれば配当金の返還が命ぜられる、こういうようなことがありますとともに、好況のときには純資産の額が非常に多くて高率の配当にも結びつく、こういうような現象だろう、ちょっと御質問に対して的確なお答えになるかどうか自信がございませんけれども、この程度でございます。

○小澤(児)委員 そういうことでござりますので、結局純資産、いわゆる積極財産の総額から債務総額を差し引いた額と計算上の数額である資本金とは一致しない、むしろ一致しないのが当たり前である。欠損を生ずる場合もありますし、純資産が資本金額を上回る場合には、準備金等の問題を若干ネグつて、簡単に言いますと配当可能利益、その部分が算出される、こういう関係であるということであろうかと思うわけでございます。

そういういたしますと、この計算上の数額たる資本金と実際の総資産額とは一致するものではないし、しないのが実態であるということになりますと、次に、今も若干既にお話が出ましたけれども、純資産が資本金額を上回るよう、上回るといいますか、少なくとも資本金額を満たすように維持していくかなければならない、こういう話にならうかと思うわけですけれども、商法上具体的に資本を維持する手段といいますか、これはどのようになつておるわけでしょうか。

○清水(進)政府委員 俗に資本充実の原則とが、先づおつしやるよう資本維持の原則というふうに言われているわけでございます。

いろいろ細かい規定があるわけでございますけれども、商法の規定の順序に従つて申し上げますと、例えば額面株式の額面未満発行が禁止され、つまり、額面株式の場合には少なくとも資本金は

きないということになつておりますので、額面以下で発行しますということになると、もうそのときに既に会社に入つた金が資本金額を下回る、こういうことになりますので、そういうことは禁止される。あるいは、株式を不公正な価額で引き受けた者に差額の支払い義務を命ずる、これは商法の二百八十一条ノ十一でございます。それから、例えば株主が出資を会社に対してする義務があるわけでございますが、その義務と株主の会社に対する債権で相殺してしまつて現実には会社にその資産を提供しない、こういうことになりますと、会社の計算上はこれはプラス・マイナス・ゼロなんですが現実の財産は入つてこないというような相殺禁止の規定。それから、今回の商法の改正でも問題になつておりますけれども、現物出資に関して厳しい検査をするとかいうような問題、そういうようなことがあります。あるいは、自己株式取得の禁止というのがよく言われておりますけれども、これも実は自己株を取得するということは実質的には出資の返還である、それだけ資本の空洞化をもたらす、資本充実の原則に反する最たるものだというふうにこの自己株式取得というのは言われておりますけれども、御存じのように商法の二百十一条で厳しく制約されております。先ほど申し上げましたように、資本準備金はもとよりのこと、利益準備金の積み立てを法律は要請して、これによつて資本金を上回る純資産が常に会社に留保されるよういろいろな配慮をしている、こういうことが言えるのではないか。

れた資本がどのようにして維持されるかという側面について教えていただきたかったわけでござります。今のお答えの中から、一たん充実された資本が維持されるための制度といいますと、聞いた限りでは二百九十九条タコ配禁止と、あと自己株式の取得ですか、これは事後的に維持を図る制度になろうかと思いますね。あと準備金等々は維持というよりもむしろ拡充していくこう、こういうことではなかろうかと思うわけでございます。

そうしますと自己株式の取得は、これは取得を禁ずるということは積極的に資本の維持を図る制度だらうかと思いますけれども、あとはタコ配禁止、二百九十九条だらうと思います。このタコ配禁止はいわば配当しようかというときの制約でございまして、配当するにもしないにも、会社の経営状態が悪くてどんどん欠損を生じていているような場合には、これによって資本維持が図られるというようなことはない、そのような意味では機能しないわけでございます。したがって、どちらかといえれば消極的な資本維持の手段だらうかと、いうふうに思つてございます。

そのように見えてきますと、自己株式の取得、これがかなり例外的といいますか、レアケースだらうと思つてますので、現実には、商売ですから日々刻々損したり得したりしているわけでございまして、現実に欠損を生じないような積極的な制度といふのは商法上はほとんど見当たらないのではないかと思うわけです。これはある意味で当然でございまして、取引上損したり得したりするわけでございますから、これは法的にどんな場合にも無理やり維持しろなんということは、技術的にも経済的な意味でも全く不可能だらうと思うわけでござります。このように見えてみると、資金といふのは刻々浮動する会社の純資産とは余り密接な関係のない、まさに計算上の数値ということになりますかと思うわけです。

そういたしまして、この最低資本金制度、資金に最低限を設けるということが一体いかなる理由といいますかかかる効果を持つのか、具体的

にだれの、どのような法益が保護されるというのか、そこを御説明願いたいと思うわけです。

○清水(満)政府委員 先生御指摘のように、企業というのは生き物でございますので、会社が設立されて日々経済活動を行つておる。そういう経済活動の中で、好不況の波にもまれて、資本の欠損のみならず債務超過になつて企業が倒産する、こういうことがございます。そういう倒産という現象は、これは資本金百万円の企業でも、資本金十億でも二十億でも三十億もあるいは百億でも起ころ、こういうことが現実の問題としてはあるわけでございます。そういうことから見ますと、それは資本金が幾らであつても結局債権者は保護されないのでないかと、いう御指摘も、また確かにその倒産という事態を通して考えますと、私どもには理解できるところでございます。ただし、企業が正常な状態で日々取引をしていく、こういう状況で考えました場合に、商法は営業年度を一年というふうに決めまして、一年の間における財産の状況を貸借対照表という形で取りまとめて、それが正しく会社の財産状態を反映するものだ。それから、一年間の期間損益を損益計算書という形で取りまとめて、一年間の利益を明らかにする、こういうようなこと。しかも、それを大会社でございますと会計専門家がチェックしてその正しさというものを検証する、こういうことになつていて、現実に欠損を生じないような積極的な制度といふのを検証するわけでございます。

そういうような状況の中で、先ほど申しました商法の二百九十九条という規定がございまして、配当可能利益を算出することになるわけでございまして、取引上損したり得したりするわけでございますから、これは法的にどんな場合にも無理やり維持しろなんということは、技術的にも経済的な意味でも全く不可能だらうと思うわけでござります。このように見えてみると、資金といふのは商法の最もいわば心臓部に該当する規定だと私どもは思つておるわけでございます。株式会社というは、もともと配当することを目的とした会社でございますので、この二百九十九条といふのは商法の最もいわば心臓部に該当する規定だと私どもは思つておるわけでございます。株式会社の場合は、もともと配当することを目的とした会社でございますので、この二百九十九条といふのは商法の最もいわば心臓部に該当する規定だと私どもは思つておるわけでございます。株式会社の場合は、もともと配当することを目的とした会社でございますので、この二百九十九条といふのは商法の最もいわば心臓部に該当する規定だと私どもは思つておるわけでございます。

○清水(満)政府委員 株式会社の場合は、もともと配当することを目的とした会社でございますので、この二百九十九条といふのは商法の最もいわば心臓部に該当する規定だと私どもは思つておるわけでございます。

○小澤(克)委員 結局、今大変長い御答弁だったのですが、具体的にだれの、どのような法益が保護されるのかということに関しては、会社債権者

の債権が満足されるという法益の御答弁が今ありますと、やはり債権者保護につながつていくといふふうに私どもは思つておるわけでございます。

○小澤(克)委員 結局、今大変長い御答弁だったのですが、具体的にだれの、どのような法益が保

護されるのかということに関しては、会社債権者の債権が満足される、債権者の債権が満足されるという法益が確保される、こういうことに尽きる

ところは、結局二百九十九条に尽きるよう聞こえました。二百九十九条に違反してタコ配をやつたときには返還しなきゃいけないとか、あるいは取締役の責任を生ずるとか、そういうことも含めて、結

局二百九十九条の機能を指摘されただけかなというふうに思つてございますが、先ほどから繰り返して言つておりますとおり、タコ配のような違

法な行為を行つた場合は、それはまあそういうことにならうかと思つますけれども、何ら違法なこと

とがなくとも商売ですから欠損を生ずることは幾らもあるわけでございまして、そのように考え

ますと、本当に出発点としての資本金あるいは維持すべきことが二百九十九条というような消極的規

定によって一応義務づけられて、資本金の数額、このことによって直接会社債権者の債権の満足という利益が保護されるとはどうしても思えな

いわけでございます。

○清水(満)政府委員 株式会社の場合は、株主の利益の保護と会社と取引関係に立つ第三者の利

益の保護、これが二本の柱だと言われておりますので、私ども第三者の保護の面を債権者の保護と

いうことで申し上げているわけでございますが、一つには、より直接的に申しますと、ほんのわずか

が最低五万円でございますので、これが現行法で

さんつくつて、具体的にそういう会社はどういうような取引をするのかちょっと私ども想像しにくいところがございますけれども、仮に何らかの取引をする、名目としてそういう会社をつくるというふうなことになつてしまりますと、つまりペーパーカンパニーでいろんな不法行為をするというふうなことを聞々あるわけございますから、そういうふうなことをするといつなりますと、これは大変また迷惑を受ける第三者も出てくるわけございます。そういう意味におきまして、乱設防止というのも、広い意味においては会社と取引関係に立つ第三者、会社と関係を持つてくる第三者が不測の損害を受けないようあるいはその利益が保護されるようについて要素を持つているのではないかというふうに考えているところでございます。

○小澤(克)委員 そうしますと、広義での第三者保護の一類型として乱設防止ということ最も最低資本制度の制度目的であるということかなというふうにお聞きしたわけでございますが、乱設防止という言葉が今回のこの審議の中で初めて提案者側から今出たのかなというふうに思います。

そこで、まず債権者保護の方から、若干先ほどからの重複になるかもしれませんけれども、さらにお尋ねしたいのですが、債権者の保護が実際に問題となるのは、つまり会社債権者の債権が満足されるか否か、それが危険な状況に達するのは実際には会社がどんな状態になつたときだというふうにお考えでしようか。

○清水(謙)政府委員 債権者の利益というか保護ということが究極的に問題となるのは、会社経営状態が悪化して、その極端な形が破産であり、場合によつては会社更生であり、さらにその前の段階として会社整理というものもあるかもしれませんが、いわゆる倒産状態に陥つたときだろうということだと思います。その段階においてはまさに最終的な債権者の権利処理が行われる、こういうことだと思います。したがいまして、そこが最も典型的なケースだと思いますけれども、会社経営

の実情というものを見てまいりますと、そういう倒産状態に陥らなくても会社の経営状況がある程度悪化する、そういうような状況というものも出でてくる時期がある、また若干の時期を経てそれが良好な状態に戻るというようなこともあろうかと思います。したがいまして、設立から先ほど申し上げました倒産というような状況に至るまでの間の両極端の中間的な段階における債権者の保護といふものとの程度信頼できるものとして判断し、かつ取引関係に立つていいかどうかというようなことを見る視点というものもあるわけでございまして、つまりこれから取引関係に立つ第三者に確実な情報を提供し、会社の資産状態を知らせることで、つまりこれから債権者保護ということがやはり問題になるのではないかと思っているところでございます。

○小澤(克)委員 ちょっと一部わかりにくかつたのですが、現実に既に会社に債権を持った者がそのままの債権が満足されるか否かという状況というのでは、今前半の御答弁にあつたように欠損が生じてしまって債務超過に至る、今や至らんとしている、そういう状況であろうかと思うわけです。それから、後半の方で御答弁がありましたのは、やや抽象的なレベルで、債務超過とそれから資本がぎりぎり維持されているその中間地帯において取引関係に新たに入る者等々が果たして将来債権が満足されるのかどうか、これについて一応の判断材料を提供する、こういうお話をなさうに聞いています。いるという担保があること、端的に言えば外部監査、調査も含めてございますが、そしてそのことをきちんと公開されることでございまして、これが正確になされるとがきちんと公開すること、こちらの問題ではなかなかかなと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○清水(謙)政府委員 私はまさにそう考えるわけでございます。なぜかといいますと、既にお話がありましたがとおり、会社の計算が一定の担保を持ってきたと正確になされている、そしてそのことがきちんと正確になされている、そしてそのことが導入され、監査法人あるいは公認会計士による監査が必要ということになつております。それから法ですと資本金五億円以上で負債総額二百億以上のいわゆる大企業につきましては外部監査制度がありますが、証券取引法における有価証券報告書等による公開というのが非常に厳しく行われております。恐らくそういう大企業につきましては債権者も多い、こういう人たちの利益を保護するためには外部監査が必要であるし、公開も必要である、こういう趣旨からそういうことになりますが、証券取引法における有価証券報告書等による公開というのが非常に厳しく行われております。恐らくそういう大企業につきましては債権者も多い、こういう人たちの利益を保護するためには外部監査が必要であるし、公開も必要である、こういうことになりますが、中などの会社について最低資本制度を導入することによって中小企業と申しますかそういう企業のいわば体質を強化すると申しますが、最低資本金制度を導入することによつて、社内に留保すべき財産額が一定額以上のもの

であるということは、まさに御指摘のとおりだと思います。つまり、会社の作成する計算諸帳簿といふことになりますし、たとえ資本金五万円の会社であつても純資産が何百億、昨今含み資産などというものがございましてそんなことも現実にはあり得るかと思うのですけれども、そういうことになりますと、それを読んで会社の財産状況というのがわかるわけですから、第三者はそれを見て、あの会社は優良会社であるかやや問題であるかということが直ちに判断できる、こういうことになりますと、そのためには、外部監査のほかにそういう計算が公開されている、ディスクローズされているということが非常に重要な問題であると私ども考えるわけでございます。そういうような外部監査あるいは計算の公開ということも含め、さらに会社に留保すべき財産も少なくともこれ以上のものでなければなりませんよというような形、両々相まって本当に債権者保護が図れるということになるのだろうと私ども思うわけでございますが、だからといって、外部監査あるいは計算の公開という制度が導入され、監査法人あるいは公認会計士による監査が必要ということになつております。それからこれは主として株式を上場している等の会社でございますが、証券取引法における有価証券報告書等による公開というのが非常に厳しく行われております。恐らくそういう大企業につきましては債権者も多い、こういう人たちの利益を保護するためには外部監査が必要であるし、公開も必要である、こういうことになりますが、中などの会社について最低資本制度を導入することによって中小企業と申しますかそういう企業のいわば体質を強化すると申しますが、最低資本金制度を導入することによつて、社内に留保すべき財産額が一定額以上のもの

であることは、まさに御指摘のとおりだと思います。つまり、会社の作成する計算諸帳簿といふことになりますし、たとえ資本金五万円の会社であつても純資産が何百億、昨今含み資産などというものがございましてそんなことも現実にはあり得るかと思うのですけれども、そういうことになりますと、それを読んで会社の財産状況というのがわかるわけですから、第三者はそれを見て、あの会社は優良会社であるかやや問題であるかということが直ちに判断できる、こういうことになりますと、そのためには、外部監査のほかにそういう計算が公開されている、ディスクローズされているということが非常に重要な問題であると私ども考えるわけでございます。そういうような外部監査あるいは計算の公開ということも含め、さらに会社に留保すべき財産も少なくともこれ以上のものでなければなりませんよというような形、両々相まって本当に債権者保護が図れるということになるのだろうと私ども思うわけですが、だからといって、外部監査あるいは計算の公開という制度が導入され、監査法人あるいは公認会計士による監査が必要ということになつております。それからこれは主として株式を上場している等の会社でございますが、証券取引法における有価証券報告書等による公開というのが非常に厳しく行われております。恐らくそういう大企業につきましては債権者も多い、こういう人たちの利益を保護するためには外部監査が必要であるし、公開も必要である、こういうことになりますが、中などの会社について最低資本制度を導入することによって中小企業と申しますかそういう企業のいわば体質を強化すると申しますが、最低資本金制度を導入することによつて、社内に留保すべき財産額が一定額以上のもの

でなければならないということにすることによつて、やはり結果において債権者の保護というものにつながっていくと考えているわけでござります。

○小澤(克)委員 どうしてもそこは納得できませんね。抽象論ではなくて、具体的にこれからある会社と取引に入ろうという者が何を見るかということを考えますと、まさに現実の資産内容がどうなっているか、ここがポイントではなかろうかと思つわけです。そのような外部監査制度、調査も含めて外部監査制度あるいは公開制度を欠いた今まで、欠いたといつても、実は公開については商法でも本来やるべきなんですかけれど現実にはなされていないという実態の中で、この最低資本金制度のみ単独で導入して一體いかほどの効果があるのか、先ほどからの御説明でも私ははどうしても納得できるといいますか十分説得的な御説明にはなつていないと、大変失礼ですが思つわけでございます。

次に、乱設防止論についてお尋ねしたいと思ひます。

乱設ということになると、一体何が乱設であつて、何が本来保護さるべき設立なのかということの分析が次の問題にならうかと思うわけです。ただ主観的にみだりに設立してもらつては困るなどという発想では不十分かなというふうに思ひます。

そこで、会社制度を利用する、すなわち会社を設立する、どんな動機から何を求めて行われるのかということが検討されなければならないわけですが、その前提として、實際のこの世の中で行われている会社の設立というのはどんな類型といいますかパターンがあるのかというようなことについて、御存じのところを教えていただきたいと思います。

○清水(謙)政府委員 私ども、すべての会社について一体どういう目的で会社の設立をしたのかと、いうことを調査したわけではございませんが、そういう意味でまた詳しく承知をしているわけでは

ございませんけれども、個人企業を法人化するとかあるいは大企業が子会社を設立するとか、そういうようなケースだと思います。

ただ、私どもが法務省の所管する商業登記事務

の中で把握し得ることとして申し上げますと、会社を設立いたしましても、設立の登記をしただけで役員の変更の登記もしないし何の登記もないということです。設立後五年間あるいは最後の登記後五年間何の登記もせずして結局休眠会社という

ことで解散したものとされてしまう会社がかなりの数に上つてゐるという実態があるわけでございます。そういう会社でも存在しますと、例えば商号等については、休眠会社でございましてもそういう会社の商号は他の会社が使用することができます。それで、何らかの関係で会社をつくります。それでも直ちに休眠状態に入ってしまうという会社はかなりの数に上つてゐる、こういう事実は指摘することができるのでないかというふうに思ひます。

○小澤(克)委員 どんなパターンがあるかと聞かれても、それはそういう調査というのはなかなか難しいでしようから、ある意味で質問が少し無理難いです。

でも、それはそういう意味で質問が少し無理難いでしょうか、ある意味で質問が少し無理難いでしようから、ある意味で質問が少し無理難いです。何が本來保護さるべき設立なのかと、この分析が次の問題にならうかと思うわけです。ただ主観的にみだりに設立してもらつては困るなどという発想では不十分かなというふうに思ひます。

そこで、会社制度を利用する、すなわち会社を設立する、どんな動機から何を求めて行われるのか

にも思つわけでございます。これは時間的なずれがあるだけで、基本的には個人的色彩の強い企業が会社となつてゐるケースだと思つわけですね。

それからさらには、最近ベンチャービジネスなどというようなケースでは、一定の能力を持つた者が数人で集まつてひとつ企業をやろうかというような場合に会社として出発するケース、こういふようなものもあるかなと思います。

それから、今お話をありました、大企業がそ

の一分野に、何か新規の事業分野に進出しようと、当初から子会社を設立して行つケース、そういうのが実は一番多いのではないかと思うわけ

でございまして、さらには地方などで、地方の有力企業や有力個人も含めて、場合によつては自治体などが加わつて、いわゆる第三セクターなどと、いうようなことも最近はやりのようでござりますが、そういう形で出資をし合つて新しく事業をやる、やや公共的な性格を持つてゐるような事業などでは、地方などではそういうものもあるのかな。

ところで、会社などではそういうものもあるのかな。放送事業だとか交通事業とかあるいは最近であれば観光事業とか、そんなことに地元有力企業が金を出し合つてやるというようなケースも考えられますし、現実にあらうかと思ひます。

それから、本当に広く一般から資金を募つて大きな事業あるいはリスクのある事業をやろうといふようなこともあります、現実にはこのようないふうに思ひます。そういうふうに思ひますけれども、間違ひのないところじゃないかな

といふふうにも思ひますけれども、これは乱暴に言えれば今後の会社は全部乱設有限公司にはしないで株式会社にしていくというのが実態でしょうから、どうも商法が予定している会社設立のケースの方がむしろ実際的には少ないのではないだろうか、ということは多分、別に統計的な資料に基づいて言つてゐるわけじやありませんけれども、間違ひのないところじゃないかな

といふふうにも思ひますけれども、これは乱暴に言えれば今後の会社は全部乱設有限公司にはしないで株式会社にしていくのが実態でしょうから、どうも商法が予定している会社設立のケースの方がむしろ実際的には少ないのでないだろうか、ということは多分、別に統

たびたつと当ではまる制度というものは多分ないだろうという気がいたしますし、地方などでの有力者あるいは個人、自治体等が加わつて何らかの事業を始める場合というのは、これがむしろ有限会社に本來当てはまるのかなという気もします。

そして、本来商法が予定している広く一般から資金を集めて新たに事業を開始するなどという、これが本来の株式会社の予定するところであります。

が、こういうことは現実にはほとんど行われていません。

それからさらには、最近ベンチャービジネスなどというようなケースでは、一定の能力を持つた者が数人で集まつてひとつ企業をやろうかというような場合に会社として出発するケース、こういふようなものもあるかなと思います。

それから、今お話をありました、大企業がそ

の一分野に、何か新規の事業分野に進出しようと、当初から子会社を設立して行つケース、

そういうのが実は一番多いのではないかと思うわけ

でございまして、さらには地方などで、地方の有

力企業や有力個人も含めて、場合によつては自治

体などが加わつて、いわゆる第三セクターなどと

いうようなことも最近はやりのようでござりますが、そういう形で出資をし合つて新しく事業をや

る、やや公共的な性格を持つてゐるような事業な

どでは、地方などではそういうものもあるのかな。

ところで、株式会社、有限公司というのは現実の世

界ではないと言つておきながら、一体なぜ会社制度に合つてゐるのかな

といふふうにも思ひますけれども、これは乱暴に言えれば今後の会社は全部乱設有限公司にはしないで株式会社にしていくのが実態でしょうから、どうも商法が予定してい

る会社設立のケースの方がむしろ実際的には少

いのではないか、ということは多分、別に統

計的な資料に基づいて言つてゐるわけじやありませんけれども、間違ひのないところじゃないかな

といふふうにも思ひますけれども、これは乱暴に言えれば今後の会社は全部乱設有限公司にはしないで株式会社にしていくのが実態でしょうから、どうも商法が予定してい

る会社設立のケースの方がむしろ実際的には少

いのではないか、ということは多分、別に統

計的な資料に基づいて言つてゐる

動の主体になるわけございますけれども、その法人に適する組織として株式会社、有限会社というものがある。もちろん合名、合資もございますけれども、そういう会社組織というものが考えられておる。その中でも株式会社あるいは有限会社が非常に利用されておりますというの、結局先生がいろいろ御指摘になりましたように、多數人の資本を結合するということ同時に、出資者は出資の限度においてしか責任を負わないという有限責任ということ。多数人の資本を結合するということは、やはりそれだけ危険を分散するということでありましょうし、それから、出資の限度においてしか責任を負わないというのは、個人の財産と出資財産とを峻別する、こういうことだらうと思います。

そういうようなことに加えて、会社組織というものを大きな組織にすることによって労働力をまとめることができるというような面、つまり資本の結合とか労働力の結合とか有限責任というような問題、それから企業の永続性、継続性といふようなメリットがあつて会社というものが利用され、今日の経済活動の最も中心というものになつてきておるのではないか。これは法律的な分析もさることながら、むしろ経済的な分析もあるいは必要かもしれませんけれども、私どもそんなふうに考えておるところでございます。

○小澤(克)委員 私は、法律的、経済的というよりは、むしろ社会的な分析が一番必要なのじやないだらうかというふうに思うわけでございます。私も事業をやつしたことなど全然ない方ですからそんなに詳しく知っているわけじやございませんが、いろいろ考え方をめぐらせてみますと、会社制度を利用する動機といいますかメリットといふのはいろいろあらうかと思ひますけれども、その一つは、やはり事業の会計と消費生活の家計とがきちんと分離されることによる効果のうちの心理的な部分といふに思ひますけれども、本当に中小零細の企業をやつておられる方のお話などを聞きますと、今どき会社組織にしておかないと息子の嫁も来ないよというような話も聞きますが、これはステータスといいますか、その部分だけ思つています。

従業員の採用についても、個人で採用する家庭の作業にまでこまき使われるのではないだらうかというふうに思いますわね。会社であればそんな思つわけです。

このように明確化、合理化されることによって経営成績が明確になる、その結果、経営計画も立てやすくなる、そして合理的な経営によって信用が増す、信用が増せば金融機関等との取引あるいは官公庁も含めて大会社等との取引、受注といふようなことがしやすくなる。さらには、そういうところぶり勘定でない会社であれば従業員の採用などもしやすくなる、これが最大の理由ではないかなと思うわけです。

ついでに言いますと、先ほど大会社が「パートを、一部分を、一分野を子会社として独立させる」というのも、大会社の経理とその子会社の独立会計とをきちんと分離させることによって、その子会社の成績等が大会社の経理の中に埋没しないようになりますと、その経営者の意識等も含めて経営成績がきちんと明確になるようになります。これはどんな企業であつてもメリットであります。これはどんな小さい企業であつてもメリットで、しかもこれは悪いことではない、むしろ保護すべきメリットかなというふうに思うわけです。

それからまた、よく言われることですけれども、法人成りをしておけば、営業主が不幸にして亡くなつたような場合に営業主体が変わらないで済む、これは現実的な利益だらうと思います。そして、この利益は決して奪うべきでない正当な利益だらうと思うわけです。

それから、会社にした方が何かとかつこいい、ステータスが上がる。これは最初に申し上げた家計ときちんと分離することによる効果のうちの心理的な部分といふに思ひますけれども、本当に中小零細の企業をやつておられる方のお話などを聞きますと、今どき会社組織にしておかないと、そのようなふうに思ひますけれども、本当に限られた人間が死んでしまって、その事業を発展させていくやつていう意氣燃えてやるわけですから、この有限責任制を当初から念頭に置いて事業を始める人というの少ないと、いりますか、むしろまともではない人じやないかなというふうにも思つわけです。

このように見えてきますと、会社制度利用というのにも有限責任制を利用するということに尽きるのではなくて、それはごく一部である。むしろ先ほどから並べたようなメリット、これは決して否定されるべきではない、保護されるべきメリットだと思うのですけれども、このようなメリットを求めて会社制度を利用する、つまり会社を設立するというのが社会学的な実態だらうというふうに思つわけです。

従業員の採用についても、個人で採用する家庭の作業にまでこまき使われるのではないだらうか、このように見えてきますと、今言つた有限責任制

ではない。そういつたメリット、これまた決して否定すべきメリットではないと思うわけですね。むしろ保護されるべきメリットだと思うわけです。

それから、よく言われることが節税でございます。節税、これはよく言われることは、所得が分散される、法人の収入とした上で個人に給与として払うという形にして所得が分散されることによって所得税上有利である、あるいは利益が分散されることによって事業税等も節税になる、それから必要経費が認められやすい、これがかなり大きい部分であろうと思うわけですから、これはある意味では事業会計と家計との分離から生ずるものですから、節税である限りではこれは決して否定すべきものではない、むしろ保護されるべきメリットだらうと思うわけですね。

それから、相続税の問題ももちろんござります。これも決して排除されるべき利益ではないだらうというふうに思うわけです。

それから、有限責任制、これもメリットだといえればメリットなんですねけれども、しかし、実際にこれから事業をやっていこうという人は、万一だつたときに個人は逃げられるからいいやなんという人はそうはないので、むしろどんどん事業を発展させていくやつていう意氣燃えてやるわけですね。

それから、有限責任制、これもメリットだといえればメリットなんですねけれども、しかし、実際にこれから事業をやっていこうという人は、万一だつたときに個人は逃げられるからいいやなんという人はそうはないので、むしろどんどん事業を発展させていくやつていう意氣燃えてやるわけですね。

○清水(満)政府委員 御指摘のように、会社制度

以外のメリットを求めて会社を設立することは決して乱設とは言えない、むしろ保護されるべきであるうかと私は思つわけです。そして、商法が予定したかどうかはともかくとして、会社制度といふものが制度的に準備されている以上、これを利用しようとすることは決して否定されるべきではない。私はそういうふうに思つています。したがつて、資本金五万円の会社をつくることが乱設だという議論は極めて乱暴な議論だ。そういうふうなり捨て方というのは、法の規制を受ける側、国民の意識にはぴたりこないと私は思つます。逆に言えば、大会社が子会社を独立させるなんというのはむしろ乱設といふにも言つて言えなうな切り捨て方というのは、法の規制を受ける側、国民の意識にはぴたりこないと私は思つます。だから、何が乱設かということは、そういう経済の実態に即した十分な判断が必要かなどいうふうにも思つわけです。

それから、相続税の問題ももちろんござります。これも決して排除されるべき利益ではないだらうというふうに思うわけです。

それから、有限責任制、これもメリットだといえればメリットなんですねけれども、しかし、実際にこれから事業をやっていこうという人は、万一だつたときに個人は逃げられるからいいやなんという人はそうはないので、むしろどんどん事業を発展させていくやつていう意氣燃えてやるわけですね。

○小澤(克)委員 確かに問題点もあります。節税の問題、もろもろの動機があつて法人が設立されると、いうことは、まことにおっしゃるとおりだろうと考えております。

○小澤(克)委員 その動機が是認されるかどうかということを聞いているのです。

○清水(満)政府委員 それ自体を取り上げて、それが不当であるとかなんとかということは問題にならないのではないかというふうに思ひます。

○小澤(克)委員 確かに問題点もあります。節税の問題、もろもろの動機があつて法人が設立されると、いうことは、まことにおっしゃるとおりだろうと考えております。

○小澤(克)委員 その動機が是認されるかどうか

にマンションを貰い与えて、それを従業員の寮だ
というようにしてしまったとか、これは脱税だろう
と思つわけですねけれども、こういう問題もあるう
かと思います。しかし、これらは基本的には税法
の問題でございまして、あるいは税の運用の問題
だらうと思うわけですね。商法プロパーの問題と
私は思わない。
それから、有限責任制については、確かにこれ
は悪用する向きもあるでしょう。会社をつくって、
ほとんど取り込み詐欺に近いようなことをやって
逃げてしまうというようなケースは世間にあるこ
とです。しかし、最初からこういう悪い考えを
持つて会社をつくるという場合は、実は資本金を
大きくなれるんですよ。見金を集めてきて、一
見立派な会社をつくるんです。したがつて、先ほ
どの最低資本制度のところにつながるのですけ
れども、そのところ、正当なメリットを求めて
会社を設立するというのは資本金が少ない会社で
も十分あることあります、これを切り捨てる
といふことは私はどうしても同意できない。むし
ろ、悪用は悪用として、税の運用上あるいは商法
上もこの有限責任の悪用については毅然たる制度
をつくればいいのではないかなどいうふうに思う
わけです。

それから、ついでにお尋ねしますが、これまで
他の委員の質問に対する御答弁の中で、会社ら
しい会社という言葉が何度も出ているわけですか
れども、この会社らしい会社というのは何をイ
メージして言っておられるのでしょうか。

○清水(遼)政府委員 会社らしい会社ということ
をストレートに答えよということになりますと、
いろいろ問題があろうかと思います。我が国の
会社の実情というものを見ますと、とにかく資
本金数百億の巨大会社から本当に小さな会社まで
あるわけでございまして、どの辺を標準にして会
社らしい会社と言ふかということ自体が既に一つ
の問題だと思います。たしかに、少なくとも商
法が予定している、株式会社法が予定しているよ
うな行動と申しますか、あるいは株式会社法に規

定されている諸規定を遵守するというような形、
そういうものを想定して、一応会社らしい会社と
いうことを申し上げてもいいのではないかという
かと思います。しかし、これらは基本的には税法
の問題でございまして、あるいは税の運用の問題
だらうと思うわけですね。商法プロパーの問題と
私は思わない。

我が国では、小規模な株式会社、有限会社が非
常に多いわけでございますが、その多くにおきま
して、会社のいわば所有と経営と申しますか、あ
るいは会社資産と個人資産と言つてもいいかもし
れませんけれども、そういうものの分化が必ずし
も進んでいます。会社法が多数の利害関係人の
利益を守るということ、この利害関係人の中には
株主、債権者等が入るわけでございますが、そ
ういう利害関係人の保護のために要請している諸規
定を遵守していない、こういうことが多くあるわ
けでございます。例えば現実に裁判例なんかを見
ましても、取締役の個人責任を定めた二百六十六
条ノ三の規定による個人責任の追及訴訟というも
のもかなりございますし、あるいはさらに進んで
法人格否認の法理というようなもの、裁判例法上形
成せざるを得なくなってきたおるというような実
情があるわけでございまして、そういうような面
からいきますと、少なくとも有限責任会社として
会社法が要求している規制諸規定を遵守する、
つまり有限責任の享受の前提条件として、会社法
が要求している諸規制を遵守する会社、そういう
かというふうに思つておられます。

○小澤(克)委員 そういう発想は、私はこれは法
を適用する側の論理だらうと思いますよ。法を通
用される側、国民の論理としては、自分の会社が
第三者から会社らしい会社と認められるかどうか
なんということは、そんなことはいわば関心がな
いわけでございまして、法が用意している会社と
いう制度を一定のメリットがあるから利用してい
く、これのどこが悪いんだということになろうか
と思いますね。

今度の最低資本制度の導入などでも、何か会
社らしい会社というものを頭に描いてこれに該當
しないものは会社としては認めないんだ、五年た
七

て死刑を執行するんだというようなやり方、こ
れはどうもいただけない。やはり適用される側に
立つた法の運用及び立法というのがなければなら
ないかなというふうに思うわけです。現実に、こ
の改正案が通りますと、資本金一千万以下の株式
会社あるいは三百万以下の有限会社は寝台に縛り
つけられて足を引き伸ばされるということになる
わけですよ。これは迷惑なだけです。プロクルス
テスの寝台。寝台に合わせて人間の足を切つてし
まつたり背の低い人の足を無理やり伸ばしてみん
な殺してしまつたという宿屋の主人がいるそうで
すけれども、どうもそんな感じがするわけです。
私は正直に言いまして、今回の最低資本制度と
いうのはプロクルステスの寝台だらうと思うわけ
です。つまり、法を適用する側の独善であつては
ならないということを私は言いたいのです。何が
会社らしい会社などということは国民が決めるこ
ともかなりございますし、あるいはさらには進んで
法人格否認の法理というようなもの、裁判例法上形
成せざるを得なくなってきたおるというような実
情があるわけでございまして、そういうような面
からいきますと、少なくとも有限責任会社として
会社法が要求している規制諸規定を遵守する、
つまり有限責任の享受の前提条件として、会社法
が要求している諸規制を遵守する会社、そういう
かというふうに思つておられます。

○清水(遼)政府委員 株式会社、有限会社の有限
責任会社の要件については、もう既に先生の御質
問の中にも出ていたわけでござりますけれども、
結局、先ほどから申し上げておりますように、会
社の構成員である株主、社員は会社債権者に対し
ては弁済の責めを全く負わない、会社債権者に
あるとか取締役等の保証的な責任というよう
なものをもうちょっと、確かにおつしやつたとお
は制約を加える。具体的に言えば支配的な株主で
あるとか取締役等の保証的な責任というよう
なものになりますが、二百六十六条ノ三のよう
なことになりますが、二百六十六条ノ三のよう
なことをつけておるわけですね。たとえ零細企業といえど
も。そうであるとすれば、それらのメリットは享
受させつつ、しかし有限責任制のところについては
は制約を加える。具体的に言えば支配的な株主で
あるとか取締役等の保証的な責任というよう
なものをもうちょっと、確かにおつしやつたとお
はいしますが、二百六十六条ノ三のよう

に加えて言つならば、先ほど先生御指摘の会社の
財産状況の公開と計算の適正、こういうことが有
限責任といふことを言つ以上やはり大事なこと
ではないかと考えておるところでございます。
○小澤(克)委員 先ほども申し上げましたが、今
の改正案が通りますと、資本金一千万以下の株式
会社あるいは三百萬以下の有限会社は寝台に縛り
つけられて足を引き伸ばされるということになる
わけですよ。これは迷惑なだけです。プロクルス
テスの寝台。寝台に合わせて人間の足を切つてし
まつたり背の低い人の足を無理やり伸ばしてみん
な殺してしまつたという宿屋の主人がいるそうで
すけれども、どうもそんな感じがするわけです。
私は正直に言いまして、今回の最低資本制度と
いうのはプロクルステスの寝台だらうと思うわけ
です。つまり、法を適用する側の独善であつては
ならないということを私は言いたいのです。何が
会社らしい会社などということは国民が決めるこ
ともかなりございますし、あるいはさらには進んで
法人格否認の法理といふようなもの、裁判例法上形
成せざるを得なくなってきたおるというような実
情があるわけでございまして、そういうような面
からいきますと、少なくとも有限責任会社として
会社法が要求している規制諸規定を遵守する、
つまり有限責任の享受の前提条件として、会社法
が要求している諸規制を遵守する会社、そういう
かというふうに思つておられます。

そこで、先ほどから有限責任制度を利用するか
らにはその前提といいますか、基本的な条件があ
るというようなお話をあつたかと思いますし、
私もそれはそのとおりだと思います。具体的にど
んなものが有限責任制を基礎づける条件になりま
しょうか。

○清水(遼)政府委員 株式会社、有限会社の有限
責任会社の要件については、もう既に先生の御質
問の中にも出ていたわけでござりますけれども、
結局、先ほどから申し上げておりますように、会
社の構成員である株主、社員は会社債権者に対し
ては弁済の責めを全く負わない、会社債権者に
あるとか取締役等の保証的な責任というよう
なものをもうちょっと、確かにおつしやつたとお
はいしますが、二百六十六条ノ三のよう

に加えて言つならば、先ほど先生御指摘の会社の
財産状況の公開と計算の適正、こういうことが有
限責任といふことを言つ以上やはり大事なこと
ではないかと考えておるところでございます。
○小澤(克)委員 先ほども申し上げましたが、今
の改正案が通りますと、資本金一千万以下の株式
会社あるいは三百萬以下の有限会社は寝台に縛り
つけられて足を引き伸ばされるということになる
わけですよ。これは迷惑なだけです。プロクルス
テスの寝台。寝台に合わせて人間の足を切つてし
まつたり背の低い人の足を無理やり伸ばしてみん
な殺してしまつたという宿屋の主人がいるそうで
すけれども、どうもそんな感じがするわけです。
私は正直に言いまして、今回の最低資本制度と
いうのはプロクルステスの寝台だらうと思うわけ
です。つまり、法を適用する側の独善であつては
ならないということを私は言いたいのです。何が
会社らしい会社などということは国民が決めるこ
ともかなりございますし、あるいはさらには進んで
法人格否認の法理といふようなもの、裁判例法上形
成せざるを得なくなってきたおるというような実
情があるわけでございまして、そういうような面
からいきますと、少なくとも有限責任会社として
会社法が要求している規制諸規定を遵守する、
つまり有限責任の享受の前提条件として、会社法
が要求している諸規制を遵守する会社、そういう
かというふうに思つておられます。

クルステスの寝台に合わない者は殺してしまうの
じやなくて、多少寝心地が悪いという程度の方が
いいのじやないだろうか、私はそう思うわけです
が、いかがでしようか。

○清水(憲)政府委員 最低資本金制度の導入が必要であるということで、この導入を私ども考えておるわけでござりますが、この最低資本金制度の導入については、御指摘のようにその金額を幾らにするかという問題と既存の会社にどういう形で適用していくかという二つの大きな問題があつたわけでございます。

式会社として存続するためには五年内に一千万以上の資本金にしなさいということになつてゐるわけでございます。そういうことに対するについて、私どもいたしましては中小企業関係者あるいは関係方面のいろいろな意見を聞いて、結局、中小企業団体関係者も、最低資本金が一千万円ということであるならば今回の商法の改正案のような経過措置でもこれに対応することができる、税金の軽減措置等の問題は別途ござりますけれども、そういうような意見でございました。

化力 最低資本金といふ本来の制度の面から見ますと、一千万円では低過ぎる、五千万とか三千万とか、極論では一億というような議論が出たわけでござりますけれども、そういうような最低資本金の金額と経過措置をかみ合わせて、いろいろな諸要素を総合的に考慮いたしまして、最終的に株式会社については一千萬、有限会社については三百万という形で今回の改正案のような内容に落ちついたと私ども考えてるわけでございます。先生御指摘のように、資本金五万円でもきちんとされている会社はもちろんあると思いますし、それから資本金一億でも、実はこれは見せ金によつてつくった会社であつて何らかの不法行為をすることを背後に隠して、そういう意図を隠しているというような会社もあるわけでございまして、資本金一千万円だからそれ以上はよくて、それ以下は悪いというようなことを私どもは申し上げている

わけではございませんが、一つの区切りとして画一的に扱わざるを得ないというようなこともありますまして、一千万、三百万という線に落ちついたわけでございます。

○小澤(克)委員 今私が聞いたのはそんなことを聞いているのじゃなくて、寝台に合わない者を殺してしまうよりは、多少寝心地が悪くとも寝台に寝せておく方がいいのではないだろうかと言つてゐるわけです。そういう立法態度についてははどうお考えかということをお尋ねしたのです。寝台の長さをどれだけにするかということについていろいろお出しになつて、二つ目、参考の前からよつ

いとおもがみで、この間、著者の前でちと失礼だったのですけれども、バナナのたき売りのような形で一千万、三百万というところにおきまつたという経過等を見ましても、一体、寝台の長さをどれだけにしたらいいのかということについて明確な論理と根拠がないからこういうことになるのだろうと思うわけです。だから、そのような不明確な根拠に基づいて決められた寝台の長さに合わない者はみんな殺されてしまうというのは、法を適用する側の論理であって、法の適用を受ける側の国民の論理ではないのではないかとい

○清水(満)政府委員 金額を幾らにするかという問題でございまして、私どもいたしましては、各界の意見を聞く過程の中で実にいろいろな意見がありました。いろいろな団体からいろいろな意見が寄せられました。そういう意見を集約していく過程の中で、一千万、三百万ということであるならば今回の改正案の内容のような線で御理解をいただきたいが、こういう結論に到達したわけでございます。もちろん、先生の御指摘のように、有限責任というものをもつと制限するような形で一千万未満の会社についてはその存続を許したらどうかという考え方もあり得たところでございますけれども、それはそれでまた別な問題を生むという御意見もございまして、試案にはそういう考え方が表明されたことがあるわけでございますが、最終

的には採用されることにならなかつたわけでござります。

いいです。私は、そういうった意味でどうしても納得できないものがあるということをお話ししておきたいと思います。今のお話はプロクルステスの論理であつて、そこに泊められる旅人の論理ではありません。

そこでお尋ねするのですけれども、今次法案については税法との関係が極めて密接なわけです。

ます。今回 酉當可能利益と準備金の資本組み入れとそれから新株発行とを完全に分離しましたね。そして、新株発行は株式分割の一場合ということふうにきちんと整理をしたということになつておられます。これは非常に理解しやすいし、体系的にもすつきりするだろうと私も思うのですけれども、このように整理をした理由は何でしようか。ただ単にその方が形式が整つているということではなくらうと思うのですけれども、いかがでしようか。

配当可能な利益の資本組み入れというのは商法二百九十三条ノ二に規定があるわけでございますけれども、株式配当として行う場合だけにこの配当可能な利益の資本組み入れは認められる事になつてます。しかし、この配当可能な利益の資本組み入れと新株の発行というのは、理論上不可分のものではない、それぞれを単独に行つても差し支えないのではないかということが商法上、学者の通説になつてゐたわけでございます。しかも、株式配当という形にこだわらずに、両者を資本組み入れと株式分割というふうに分割することが、一方では配当可能な利益の資本組み入れによる資本増加を容易にする。つまり、株式配当という形をとらなくとも配当可能な利益の資本組み入れができるわけですが、さういいますので、資本増加を促進する見地から非常に好ましいことだということで、このような改正をすることにいたしたわけでございます。

○小澤(克)委員 もう一つ、現行法の解釈をこの期に及んで聞いても余り意味がないかなという気もするのですが、二百九十三条ノ三の方は、つまり書き込みのままで且ついわゆる場合には千未毛手で

るかどうか任意的になつております。これは一項と二項の関係を説けばすぐわかるのですが。二百九十三条ノ二の方は必要的なのでしょうか、それとも二百九十九条ノ二とは無関係に、利益処分の一形態として配当可能利益の資本組み入れだけは現行法上可能なのかどうか、これはどう解釈されていますか。

○清水(滋)政府委員 お答えいたします。
現行法の二百九十三條ノ三の準備金資本組み入れと新株発行というのは、いわゆる法定準備金の資本組み入れに伴う新株発行でございます。この法定準備金の中には、いわゆる資本準備金と、積み立てを法律上要請されている利益準備金があるわけでございます。これは準備金として積み立てているものを資本に組み入れることによって資本が増加するわけでございますが、その際、新株を発行するかどうかは取締役会で決めることになつてゐるわけでございます。ところが、現行法上の

○小澤(克)委員 そうですか。配当可能利益の処分の一形態として総会の決議で資本組み入れだけを決議することは現行法は特に正面からは禁じていいのではないか、そういう解釈も可能かなと思うのですが、現行法を今ここで議論しても余り意味がありませんので、今の御答弁で結構でございます。

そこで今度は、大蔵省の方に来ていただいている準備金として積み立ててはいない利益処分可能なものを現金配当ではなくて株式配当としてする場合に限って資本に組み入れができるとともに、その場合には必ず株式配当としての新株を発行しなければならない。逆に言うと、株式を発行せずに配当可能利益の資本組み入れはできないことに現行法の解釈としてはなっているわけでございます。

ると思ひますけれども、所得税法の二十五条の一項、とりわけその中の二号の意味と根拠を教えてください。特に商法上の概念、用語とちょっと違つてゐるものですから、私よくわからないもので、率直に教えていただきたいのです。

利益積立金額というのは、商法上の概念に引き戻しますと、法定準備金のうちの利益準備金及び任意準備金といいますか任意積立金を意味するのかなと思ったのですけれども、その意味内容と、そしてまた、所得税法第二十五条二項の根拠ですね、何ゆえにみなし配当として課税するのかについて御説明を願いたいと思います。

○長野説明員 お答え申し上げます。

制度の細かな点よりも考え方を先に申し上げさせていただきます。みなし配当課税の観点からある考え方には、基本的には会社における株主の持ち分額の増加が経済的に配当と見られるべきものであろう。それは現金で実際に手渡される場合もありますし、従前ですと株式配当という形態もございますけれども、そういったものについてそういう扱いをするという考え方でござります。

そこで、利益積立金の範囲は法人税法で定義いたしておりますけれども、商法の概念よりは広く述べています。つまり、企業に留保されている税引き後の利益全体をつかまえる、基本的に申しますとそういう概念でございます。

○小澤(克)委員 今微妙なところなので、もう一度よく教えてほしいのですが、持ち分額の増加ですか、持ち分の増加ですか。持ち分額という形式でいき後の利益全体をつかまえる、基本的に申しますとそういうことなのでしょうか。

○長野説明員 これは持ち分額と申し上げて差支えないと思いますが、その持ち分額につきましては、先ほど申しましたように現実に配当されるべきもの、あるいはそれが留保されておる分も含まれてくるということです。

○小澤(克)委員 持ち分額というは何なので課税対象だということなのでしょうか。

○長野説明員 先ほど来申し上げておりますのは、会社純資産を株数で割ったものでしょ
うか。会社純資産を株数で割ったものでしょ
みなし配当という制度の背後にある基本的な考え方を申し上げておるわけでござります。現実には、それぞれの規定によりまして、利益処分の形態に応じましてこの場合はみなし配当とする、しないという規定が個々のケースに応じて定められておりまして、その個々のケースによって判断されるということになるわけでございます。
○小澤(克)委員 だから、背景の考え方つまり理念をおっしゃっているのでしよう。だからこそ、この持ち分額というのはどういう理念なのかを教えてください。
○長野説明員 この持ち分額と申しますのは、会社に対する株主の潜在的持ち分ということでござりますから、資本金に相当する部分というものにつきまして持ち分というふうに考えておるわけでございます。
○小澤(克)委員 資本金ではなくて、純資産のことではないのですか。よくわからないですね。資本金というのは、さっきから議論にありましたとおり、形式的な数額ですね。どちらですか。
○長野説明員 まず、資本金部分につきましては、これは正確に株主に帰属せられるべきものという位置づけに税法上考えられております。純資産といふものにつきましては、それが最終的に株主に帰属されるかどうかということにつきましては、それぞれ異なつてこようかと思います。
○小澤(克)委員 ちょっととよくわからないですね。資本金というのは計算上の数額でございますね。それを株式数で割ったものが株主の持ち分額だそれが増減、増加に対して課税するということなんですか。ちょっとよくわかりません。これは私のが不勉強でわからぬのですが、時間が来ましたので、また本会議の後にお願いしたいと思います。
○小澤委員長 御苦労さまでした。
○小澤委員長 御苦労さまでした。
○小澤委員長 御苦労さまでした。

午後一時十九分開議 ○達沢委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。小澤克介君。
○小澤(兄)委員 午前中の末尾のところで大蔵省の方から御答弁いただいたところ、ちょっと私、のみ込みが悪かったのですが、私の理解したところでは、多分こういうことだろうと思うわけです。本来の金銭配当であれば、その配当額がまさに配当課税の課税の対象となる、これは言うまでもないことでございますが、所得税法二十五条の二項は、配当可能利益の資本への組み入れの場合、その組み入れ額を株数で割つたものがまさに配当といふふうにみなして課税をする、こういうことかななと思いますが、間違つていればまた御指摘いただきたいと思うのです。
そこでお尋ねするのですが、その根拠なんですか。これがよくわからぬわけです。所得税は、もちろん所得があつたところに課税をするわけでござりますけれども、配当可能利益が資本に組み入れられた、そのことによつて直ちに所得があつた、すなわち会社から株主たる個人に何らか財産権の移転があつたとは私にはどうしても考えられないわけでございます。確かに現行法では、先ほども法務省の方から御説明があつたとおり、配当可能利益の資本組み入れには必然的に株式配当を伴う、新株発行を伴うということとございますから、これは金銭配当とその配当された金銭を振り込むことによって新株が旧株主に交付されるということは、すなわち現金配当と新株発行の同時並行実施というふうにみなす、擬制をする余地があつたかと思いますけれども、今次改正案が仮に通りますと、この配当可能利益の資本組み入れと株式の発行とは完全に切断されるわけとござりますから、そのような擬制、フィクションはどう考えても通用しないかなと思うわけでございます。した

かつて、所得税法二十五条一項については今次商法改正に伴って手直しが必要なではないだろうかというふうに思いますし、また、事実法務省の方からそのような申し入れをしたというようなことも雑誌誌上等で拝見するわけでござりますけれども、いかがでしようか。大蔵省そして法務省、順次お答えを願います。

〔逢沢委員長代理退席、委員長着席〕

○長野説明員　所得税法二十五条で、みなし配当の一形態といたしまして利益積立金額の資本組み入れの場合を掲げております。趣旨は、資本金に組み入れることは経済実態を見ますと、企業が一たん配当を行い、株主がその配当をもって企業に出资をしたというケースと全く同等でございますので、その経済実態に着目して、みなし配当の扱いをしておるわけでございます。

こここの問題は、まさに先生が御指摘になられました配当所得とキャピタルゲインの線引きをどう求めらるかということをございますけれども、少なくとも利益積立金額の資本組み入れがありますれば株主の一株当たりの資本金額が膨らむ、それは金銭配当を受けて増資に応じたという場合と同じであるということに着目しまして、そのような扱いをいたしております。したがいまして、将来のキャピタルゲイン課税の扱いにおきましては、その資本の増加部分は株式の取得価額が膨らむという形で実現しますと、キャピタルゲイン課税のときにはそこが調整されるという扱いでござります。この扱いにつきまして、実は所得税法上大変離れた分野であることは御指摘でございますし、かねて学問上もいろいろな御議論がござりますけれども、現在のところ、いろいろな形態の増資というものとの課税バランスを考えますと、現在の扱いというものが妥当ではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

○清水(満)政府委員　株式配当について現在みなし配当の配当課税を行つておるということにつきましては、一般論といたしまして先生御指摘のように所得がないのではないかというような観点か

ら、つまり株式配当における株式の発行を株式分割と見る商法学者の立場から非常に批判がされておる。特に、今回配当可能利益の資本組み入れというような制度を導入したことも加わりまして、法制審議会の内部におきましても非常に強い批判的御意見がありました。そこで、そのことを税務当局である大蔵省にもお訴えをして検討をお願いする、こういったことはいたした経緯がございます。

○小澤(克)委員 今の問題は大変大きな問題かと思います。経済的実態としては、現金配当とそれを振り込むといいますか出資することによる新株発行が同時に行われる、それが経済実態だとおっしゃいましたが、これはどうも私にはそう思えなくて、まさに擬制、ファイクションではないだろうか。すなわち、金銭配当とみなし得るような財権が一たん法人から株主たる個人に移転するということは、経済実態としてもないのではないかという気がするわけでございます。

ただ、御指摘がありましたとおり、これはキャピタルゲイン課税の問題と極めて密接に関係する問題でございます。キャピタルゲイン課税がきちんと行われる、しり抜けでなくてしっかりと行われれば、この問題はむしろ解消するといいますか、所得税法二十五条二項全体といいますか、このみなし配当は不要になるのではないかなどいうふうに思います。これについて今、キャピタルゲイン課税との関連でお検討するというお答えでございましたので、そこに期待したいと思うわけでございます。

一般論としてはそんなところかなと思うのですが、少なくとも最低資本金を満たすための増資に関するというふうに思いますし、また、先日の参考人からの意見聴取の場合にもそのような御意見が強かつたわけだと思いますけれども、これについては大蔵省はいかがでしようか。

○長野説明員 今回の商法改正に伴います最低資

本会制度の導入に伴いますみなし配当課税、その範囲でのみなし配当課税の問題につきまして、法務省からいろいろと御協議をちょうだいいたしております。

先般もこの委員会で申し上げさせていただきましたけれども、税制改正につきましてはそれなりに手順と各方面的御意見を聽取する段取りがござります。

大変恐縮でございますけれども、私どもの立場だけを申し上げさせていただきますと、増資といふものは當時いろいろな形で行われておりますて、その最低資本金制度のあるなしにかかわらず、既に中小企業が増資をしておるようなケースが從来ございます。それから、これからも増資なさるケース、また新設されるケース、これは税法的にどう考えていくのか。新設に一千万というバーがなかつた時代とあつた時代とで、なかりせば違う形の設立をやつたのにという論理が通り得るものか通り得ないものか等々、非常にアリケートな問題がござります。

もう一点申し上げさせていただきますと、中企業の立場であれば、法が変わればそれにつき合って増資するのであるから、そのところは税がかかることはないようという御意見も極めてもつともと思います。他方、個人事業者とか給与所得者の立場から申し上げますと、やや先ほどの議論の蒸し返しになりますけれども、キャピタルゲイン課税と申しましても、売らない限りはキャピタルゲイン課税というのは永久に実現いたしません。そのときに、増資、増資という形で留保していくものに対しての課税の取り扱いが甘いという点に対する批判がまた出得る範囲でございます。

○小澤(克)委員 いろいろ配慮すべき問題点について、御専門の立場でそのような御指摘があつた

ますけれども、結局、検討するということに尽きるわけでございます。これでは、今次商法改正案について我々はどう態度を決めたらいいのか有権者に説明できませんし、有権者に責任を負う立場として、今まではちょっと受けとめかねるわけです。

しかも、前回このことが他の委員の質問の中で問題になつたときに、委員長から、両省庁でさらには大蔵省としてどう考へているのか、これを言つていただきないと困るわけです。手続が云々とおっしゃいましたけれども、そんな行政府内に検討を進めるようにというお話をあって、そして審議が今日まで進んできたという経過もござります。

○長野説明員 行政府の手続ではございますけれども、私ども、法律により、税制改正案を立案するにつきましては税制調査会に諮る等々の手続も定められてござりますので、そのような手続がある

ということを申したわけでございます。

いずれにいたしましても、平成三年度の税制改

正作業をおきまして、課税の公平を損なわない範囲でどのような対応ができるかという立場で十分詰めさせていただきたいと考へております。

○小澤(克)委員 課税の公平を損なわない範囲で何ができるかを検討するとおっしゃいましたが、課税の公平を損なわない範囲で、かつ資本の増額を要強されるものに対する配慮を加えて検討するお気持ちがあるのかどうか、そのところ、どうですか。

○長野説明員 先般来先生から御指摘いたいで

おりましたところの点も当然考慮を入れた上で検討が進められるということで、御了承をちょうだいしたいと思います。

○小澤(克)委員 これは有権者、国民が一番関心

す。

時間も迫つてまいりましたので、あと登録免許税の問題がございます。これも増資を強要される午前の比喩で言えば、好まないのに寝台に合はせて足を無理やり引き伸ばされるわけですから、その際に、少なくとも資本金額の変更に伴う登記手続の登録免許税については、これまで十分な配慮が必要ではなかろうかと思うわけですけれども、大蔵省いかがでしようか。

○長野説明員 登録免許税につきましても、先ほどのみなし配当と同様のお答えになろうかと存じますけれども、登録免許税自体の課税目的から申しますと、従来から例えば零細企業で増資なさるときのお取り扱いは基本的に正しいのであろうと考えておりますけれども、先ほどの点とあわせまして、平成三年度の税制改正作業の中で検討してまいりたいと思います。

○小澤(克)委員 基本的に明確な答弁でございましたが、納得しがたいわけですけれども、もう一つ、現物出資によって増資をする場合の譲渡所得税の問題がござります。これは私が考へてもかなり難しい問題だらうなと思います。これについてどう考へるのだと、今時点では私もそこまでお尋ねしないことにしておきたいと思ひますけれども、そういう問題があることも指摘だけはしておきたいと思います。今の問題、納得したわけではありません。とりあえず質問を先に続けさせたいと思います。

もう一つ、例えば土地などの価格が非常に高くなっておりますので、資産を再評価してその評価益を資本組み入れをすれば増資が極めて容易にできる。不動産などが仮に法人名義になつていれば、一千円ぐらいたまち突破できるのではないかと思うわけでございますけれども、この問題について少し伺いたいと思います。そもそも固定資産について原価主義を現行とつておきたいと思います。

○小澤(克)委員 これは有権者、国民が一番関心を持つっているところなので、今では、それでついているのでしょうか。これは法務省にお願い

します。

○長野説明員 今回の商法改正に伴います最低資

○清水(港)政府委員 固定資産については、商法での評価については原価主義、つまり取得価額あるいは製作価額によって評価をせよということに御指摘のようになっていられるわけでございます。こういう主義がとられておる根拠と申しますか、何が価額であるかということを評価する場合に、取得価額、製作価額でありますと明確でございますので、それ自身を客観的な価額として記載することができます。検証が容易であるという面もございませんけれども、基本的には経営の健全性を維持するということだらうと思います。

例えば、もし原価主義をやめて時価主義ということになりますと、例えば土地ですと毎年値上がりをして、企業は具体的に営業行為をしなくとも毎年利益が出てくるという結果になるわけでございまして、何もしなくても出てくる利益について配当をする配当をするためには土地を売らないければならない、こういうことになつてくるわけございまして、健全性が著しく損なわれる。こういう基本的な考え方によるものであろうと私どもは考へてゐるところでございます。

○小澤(克)委員 この原価主義は、今おっしゃつたような明瞭性があるとか、それから交換価値の方は変動いたしますので、その安定性という意味からも原価主義をとるといふのは一つの理屈だろ

うと思います。それは特に土地に関してですが、

土地の価格が長期的にある程度の水準を維持して

いるという場合には確かにそういうことにならう

かと思ひますけれども、現実は余りにもかけ離れて

ているわけですね。東証一部上場企業の場合に、

その所有地の実勢価格は帳簿価格の約二十五倍と

いうのが通り相場だそうでございます。これは含み資産ですね。これは世界的にも有名になつてい

るそうでござりますが、含み資産を生む元凶になつてゐるわけですね。

最近、ある旧財閥系の製鋼会社が、これまた旧

財閥系の造船会社と土地の等価交換をしたそうでございます。このケースでは、製鋼会社の方の土地でしようか、何と帳簿価格の二百八十六倍とい

うふうに推定されているそでございます。これ

は余りにも現実離れしている。このような中で、

含み資産を生む元凶になつてゐるにもかかわらず

原価主義を維持することが今日において妥当かど

うか、極めて大きな問題があるかと思います。

日本経済新聞のことしの一月二十一日付で、編

集委員の方が署名入りで書いていらつしやいます

が、「市場経済むしばむ不公正」「会計制度の見直し急務」ということで、この点について極めて厳

しい批判をしておられます。土地評価について

現実とはあまりにもかけ離れていることは周

知の通りである。

それをはつきり示しているのが「国民経済計算」である。日本全体では、地価上昇による資産形成が一九八八年までの三年間で八百兆円を上

回つてゐる。国民総生産(GNP)からのそれが

二百兆円に満たないのと比べると、その異常ぶりがよくわかる。

しかも、この八百兆円を超す資産形成は個々

の企業では会計上、存在していないことにされ

ている。当然ほとんど税金もかからない。民主

政治と市場経済という体制を維持するための税

金の大半はGNPを生む経済取引の過程にかかる。

納税コストが少なくて資産を大きく増やせる

土地などに企業が投資するのは当然である。そ

れがまた地価上昇を加速するわけだ。

こうした日本の政治、経済風土は、企業の投

資や資本蓄積には見かけ以上に効果を發揮し

た。しかし、経済大国を支えた労働者の暮らし

に結びつく所得分配や資産形成の面では見かけ

倒れの結果になつてゐる。むしろ、社会的不公

正の拡大という「副作用」をもたらしている。

サラリーマンが一生働いても到底自分のマイホー

ムを持つことができない、この元凶となつてゐる

という大変厳しい、鋭い指摘でございます。

これについて、これは何といつても商法の規定でございますから、商法二百八十五条规定でございます。

四条を適用しておりますので、この原価主義とい

うのはまさに商法がそのように規定しているわけ

でございます。こういった厳しい批判に対しても法務省、どのようにお考えでしようか。

○清水(港)政府委員 大変難しい御質問でござい

まして、商法の企業会計の原則といふことによる

限り、御指摘のように原価主義、つまり取得価額、

製作価額によるというのは正しい原則であろうと

いうふうに私どもは思います。ただし、御指

摘要のように実際の時価といふのはもう何百倍にも

なつてしまつておる、その間の開差といふのは物

すごく大きくなつてゐるという事実があるので

ございます。これはある特定の会社の資産だけに

ついてそうであるというのではなくて、日本全国

の会社について共通の問題としてあるわけでござい

ます。これはある特定の会社の資産だけに

○長野説明員 大蔵省の問題といったしましては、資本市場の問題等々ござりますけれども、先ほどお話が出ておりますので、税の立場に限りまして申し上げますと、法務省から御答弁がありまして、出でまいります膨大な再評価益というかどうかといったような問題は当然出てまいります。土地問題をきつかけにこの問題が提起されることは承知いたしておりますけれども、より広く土地というものに対する課税をどう考えていくかという広い問題意識の中で、その中の一こまとして考えてまいりたいと思います。

○小澤(克)委員 質問時間が終わりましたのでこれまで終わります。今次改正に伴う税法上の取り扱いについて大蔵省の答弁、極めて不満であります。しかも、委員長から、両省庁により検討するよういう指示があつたにもかかわらず先ほどのようないいめの答弁に終始しているということでは、これは質問者がどうこうじやなくて、当委員会の権威にもかかわる問題だらうと思います。これについては極めて不満である、今後もなお問題にしていくことをお伝えして、終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

○沢田広君。

○沢田委員 大蔵からの出張ということになりますが、法務の皆さんにまた、それぞれ重複する点はお許しをいただきたいと思うのです。

これは大臣の方や担当にお伺いをすることが多いと思うのであります。今話題に出ている問題は、商法がひとり歩きするわけではなく、今日は二百萬を超える法人の生きさま、あり方をそれぞれ検討されて提案されたものだらうと思うのです。今まで二百萬を超える法人が存在するわけです。ですから、この商法を提案するに当たつて、二百万を超える法人の生きさま、あり方をそれぞれ検討されて提案されたものだらうと思うのです。今まで二百萬を超える法人が存在するわけです。どちらでちょっと聞いておりますと、何か法務は法務なりの考え方で物を言い、大蔵は大蔵なりの物の考え方で言い、あるいは通産へ言つたら、恐らく通産も通産なりの物の考え方で言うのではないか。

いわゆる総合性といふか、そこに出でてくるいろいろなひんすみというものをある程度調整して大臣は答弁をしたいだらうと思うのです。それがどう申しあげますと、それがどうなされていないのではないかという感があるわけであります。

その点をまず法務大臣から、この提案に当たつての調整はどういうふうにしてやつてどういう立場で提案したのか、重複する点があつたらおわびをいたしますが、その前提条件の態度について、まず御回答いただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 今委員からお話しの、どういふ心構えであつたかということをございます。さつきも御答弁申し上げましたように、我が国における経済活動の主体というべき株式会社及び有限会社の大多数が小規模で閉鎖的な会社である事情にかんがみ、このような会社にも適合するよう法制度を整備合理化するとともに、債権者保護のため必要な措置を講ずるなどして、我が國における株式会社、有限会社の充実強化を図ることとしたものであります。

なおまた、これらは政府機関の委員会初め可能な限りいろいろな各種団体にも御相談を申し上げをして、しかし、今委員お話をござりますように二百萬社もあるのでありますから、一軒一軒聞くことはもちろんできません。できませんが、私どももいたしましては可能な限りいろいろな角度からお話を聞いてこの案をつくったわけであります。

ただ、いろいろ先ほどからの御意見もございまして、完璧なものだなどとは思つておりませんが、次善のものである。あるいはこの前のものと比べてかなり新しい角度からいろいろ検討されたもの

ます。

法務省の局長さんにお伺いします。私が今言った各省庁の言うならば調整、例えば含み資産、これも非常に大きい財源にもなるし、消費税のかわり財源とまで言われたものなんですよ。例えばそんなど一度に取るなんということは、二十年にわたって取るとか、今まで見ますと、そのくらいの期間にわたって含み資産を取るとすれば大体三十倍くらいに上がっていることになるでしょう、総資産で見ますと。ただ、そうなると三十年で見ても一%くらいずつになるだらうというふうに、まあ二、三%ずつ取つていても大丈夫ではないかという感じもするのです。そういう点はあなたの方の立場では考えてないですか。その点はどういうふうに考えているの。

○清水(湛)政府委員 要するに資産再評価の問題を御指摘だというふうに思いますけれども、先ほど小澤委員に対しまして一般論としての再評価についてお答えいたしましたけれども、法制審議会の内部におきましても、最低資本に至るまでの措置としての資産再評価というような議論は当然されました。されましたけれども、要するに含み益の顕在化による膨大な利益に対する課税、税制をどうするかというような問題は当然伴うわけであります。そうなりますと、そう簡単には結論が出る問題ではない。税制に大きく影響する、商法の問題というよりむしろ税制の問題であるということで、法制審議会としてこの問題についてそれが以上の議論をすることは断念した、こういう経緯はござります。

○沢田委員 だから、断念をしたとすれば、逆に資本金をそれに近づけるよに大きくしていくという努力が必要じゃなかつたですか。もしそれが税金に及ぼすとなれば、法務省としては実勢価格に近づけていくという努力をすることが当然の仕事になっていくわけじゃないですか、どうですか。

○清水(湛)政府委員 資産再評価をしまして評価益を出して、それを資本に組み入れて資本の金額を大幅にふやす、こういうような考え方は一つの考え方としてあり得るかと思います。しかし、これも長い間の時間の経過による利益の積み重ねたいうふうに見られるわけでございますから、やはり税制の問題を解決いたしませんと結局解決はできない。しかも、これはある特定の会社だけではなくて、日本全国押しなべて土地が異常に値上がりをして、その面での含み利益というものが非常に膨大なものになつておるという事実を前提とするものでござりますので、そう簡単に結論が出来る問題ではないというふうに考えたのでござります。

○沢田委員 下げることもできない、含んである部分を表に出すものもできない。それじゃ実勢価格を、資本金をうんと上げていつたらどうだ。すぐ上げるという意味じやないですか。徐々に上げていくといふことはどうだ。それでもできない。だつたら出さない方がよかつたんじやないですか。こつちにも行けない、こつちにも行けないと、いうおざわざいじり回したようなものをして、だから結果的には審議会の答申が尊重されないで、骨は抜かれ、肉は取られ、しつばだけしか残らない法案が出てきているという格好でしよう。あなたも恥ずかしくありませんか、この法案を出していて。どうも審議会まで大変御厄介をかけたけれども、肉は取られ、骨は取られ、あとはしつばしか残つていませんという法案を出しておいて、これはまさに申しわけありませんといふのが今の心境じゃないか、これは大臣も同じだと思うのです。よく恥ずかしくなく出られるなといったような感じじもするわけですよ。こんなことだつたら、腹を立てて、冗談じやない、こんなものを今の日本の国に提案することはできぬ、審議会が答申されたものならそれでぜひ出させてくださいと言うのが法務大臣やあなた方の立場じやないですか。やはり世界経済の中の日本としてどうあるべきかといふものが今問われているわけですから、その立場から考えれば、腹を切るくらいの覚悟で物を言うべきじやなかつたですか。なぜくじけたんですか、なぜまだめになつたのですか。

○清水(進)政府委員 最低資本金についてのお尋ねだと思います。

法制審議会では、新設会社については株式会社は二千万円、有限会社については五百万円、既存会社については株式会社が一千万円、既存の有限会社は三百万円、こういう二つの区分けをしていましたがございます。そういうことでございまして、一部法制審議会の答申と食い違う結果になつて、いわば既存会社の方に全部平仄を合わせたということになります。私は、法制審議会の先生方に対しましては大変申しわけないというふうに考へておられるわけでございますけれども、しかるにその後、答申をいただいた後に、関係各方面、中小企業団体その他の皆様方といろいろな意見を交換するうちに、やはり現時点におきましては、この改正案でお願いしているような内容でお願いするのが相当地あるというふうに考えまして、法制審議会の先生方には大変申しわけないという気持ちはございませんけれども、現時点におけるベストの案としてこのような法案を私どもの事務当局において作成させていただいたというふうに考えておられるところでござります。

○沢田委員 法制審議会のあほうの連中はどうにもならぬ、おまえらの答申では結果的には国民の同意は得られない、だからそんなものはとても同じに扱つてはおられません、こういうようなことを、ちょっと口は悪いけれどもあえて言えども、言つておられるあなたの態度なんだ。もうそういう人たちの委員の再選はあり得ないと考えますが、その点はいかがですか。

○清水(進)政府委員 法制審議会は、学界あるいは法曹界、実業界等各界の最高の権威の先生方によつて構成されている非常に歴史もある権威のある審議会でございまして、その審議会の答申といふのは当然のことながら最大限に尊重してまいなければならないし、私どもは法制審議会の先生方に対して最大の敬意を持っているつもりでござります。

○沢田委員 今までのやりとりで、恐らく委員み

んな総辞職するだらうと思うのですね。また、総辞職しないような委員であつたらよほど骨がない委員である、こうしたことだ。これだけ恐らく真剣に討論し、あるべき姿を求めて努力をした。

我々の大蔵でも、いつも税制調査会、こういうふうに言われているわけです。やはり民間の各種の意見を尊重していこうという姿勢の一つだと思ふのですね。ですから、時には税制調査会の答申も従わないこともありますけれども、こんなにめちゃくちやに、骨抜き、肉抜き、しっぱりばみなしで引き上げるということにするのかどうか、何よりも得るとは思いますが、こんなにめちゃくちやに、骨抜き、肉抜き、しっぱりばみなしで引き上げるといふことは、なかなか得るとは思ひませんが、取り扱いは一応別にします。税金の益金算入でいかにあるいは引当金を充当してからまんけれども、その過程について何とか知りませんけれども、その過程について何とか知識のある方法はないだらうかということが今まで質問した趣旨なのです。

一つは登録料がある。登録料も、毎年やつてみると五倍になるから、七十五万もかかってしまう。大体そのくらいかかつてしまつでしよう、大きつぱに言つて。十五万ずつと仮定すると、そのくらいになるかもしません。そういう点がある。それ以外にその分を持つてくるという取り扱いがある。これが益金算入にされて税金に取られたのではかなわない。その税金分は何とかならないか、こういうのが素朴な、例えは今引き上げることに損害を受ける理由はないじやないか。法務省が勝手に上げる法律だ、それによって我々縛られてしまうのだ、縛られて上がるのだからその上がる経費は少なくとも面倒見てくれという意味ではなくて、税法なりあるいは取り扱い上考えてやつていただけるように最大の努力を尽くすのが私どもの責務であると考えております。

○沢田委員 極めて不完全な、不備だらけの法案ではあるけれども、今後答申の線に沿つてその法案を逐次提出する意思があるのだ、こういう意味と解していいですか。

○清水(進)政府委員 そのとおりでございます。

○清水(進)政府委員 最低資本金制度の導入につきましては、猶予期間を法施行後五年間置くといふような経過措置は講じておるわけでござりますけれども、なお、増資をするために、例えば配当可能な利益を資本に組み入れるという場合における、先ほど来議論がございましたみなし配当の問題、あるいは資本の増額を登記する際に徴収されることになつております登録免許税について軽減措置を講ずるというような問題、そういうような問題が立案の段階から議論されておりました。私どもも、これは大蔵省にお願いしたわけでござりますけれども、とりあえず、今回この法律が国会を通過しました暁には、法律の施行日は政令で定めることになつておりますので、一応今のところ来年の四月一日から施行するということになるのではないか。そうだといたしますと、来年の四月一日以降の税制、つまり平成三年度税制でこれは決着願いしたところでござります。大蔵省当局におけるべきなればならないということで大蔵省におかれども、まだ私ども最終的な御返事はいただいていないのでありますけれども、問題の重要性について検討をいただいておるというふうに私自身は承知しているわけでございます。このことにつきましては、先ほど来小澤委員と大蔵省との間にいろいろなことがございましたけれども、私どもとしては引き続き大蔵省に強くお願いをしてまいります。いというふうに考えておるところでござります。

○沢田委員 今のところは非常に大事なところですから、例えはこれから五年間に何回か積み重ねでいったとしても、トータルは最低限度一回分で間に合うというぐらいの取り扱いは——これから五年間に毎回やつていくかもしれない、一度にはならぬかもしれません、十回になるかもしれません、しかしそれは一回分とみなす、それぐらいのことは提案

のは、ちょっとこれは難しい問題ではないかと私は思いますけれども、そのほかに、先ほどからちょっと申し上げておりますような増資をする際における登録免許税の軽減措置についても、大蔵省同じようにお願ひをしておるという状況でござります。

○沢田委員 利息はもう経費で落ちると私は確信していますが、しかし、元金の分まで落とすのかどうかということは若干問題があるということは言えるだろ、うと思いますが、その辺は意見の違いがあつたということです。結構です。

それで、資金をふやさなければならぬ最大の理由というのは、今まで多くの人から言われたと思いますから、結論的に私が言えれば、ECも一元化をしてきた、アメリカもこういうふうに日米構造協議になつていろいろと出てきている、中小企業というのを含めて市場競争というもののあり方が世界的な分野で行われるようになつた、だからこの資金を上げることのプラスというのとマイナスというものは両面ある。低くしておけば、今度はどこの会社が、外国人が来ても簡単に会社が設立できる、今度はこういうマイナス面が、今度の入国管理と同じなんですね。余り強くすれば強いただけに問題が生じてくるということになるし、廿くすれば甘くしたなりの今度はまた被害も生まれるということになるわけで、だから、どこの國正に、我が國が世界経済の中ににおいて適正な水準にあるのか、やはりその視点で提案をしてもらうということが必要でなかつたのかな、こういうふうに思いますね。

だから、日本の国内だけの事情ではない。今度は外国の人がどんどん来て、有限会社も簡単につくることも可能であるといふことが日本の中小企業その他に及ぼす影響はどうなるのかということがある意味においては検討されて、その上でこういう被害が起きる、こういうプラスがある、だからどうでしようか、こういうのが一つ必要であつたから、開示制度が撤回されちゃつた。これ

は極めて遺憾なことだと思うのです。私は、会社の普通の義務教育を受けた程度ではわかる人はいるでしょ。何が純資産で何が総資産で、資本は何を意味するのか、全部解説できる人がいたましたね。こんなものはさっぱりわからぬ。一般的に珍しい。これは大臣、そういうふうでしょ。ですから、今の世界経済の中ににおける水準、カナダはどうだ、あるいはドイツはどうだ、イギリスはどうだ、あるいはフランスはどうだという状況の中で日本の中小企業はどうあるべきかというのをやはり考えていくという視野というものが必要であったと思うのですが、その比較表ぐらい資料に出しましたか。

○清水(港)政府委員 最低資本金について申し上げますと、ヨーロッパの諸国、ドイツ、フランス、イギリス等ほとんどの国で最低資本金制度をとつておりますし、その金額も、今回私どもが改正案で提出しました一千万円を超えるかあるいはこれに近似するものである、お隣の韓国もほぼ同額程度の最低資本金制度を導入いたしておるところでございます。アメリカには、最低資本金制度、これは州によって会社法が違うのですからそういう制度はございませんけれども、一方、アメリカでは証券取引委員会の規制というのが物すごく厳しくして、そちらの方の規制で実質的な会社の機能というものが担保されておるというふうに聞いております。

そういう世界諸国の会社法制といふものをヨーロッパの会社に範をとった会社法でございますけれども、やはり我が國の法制は、これはヨーロッパの法律とお許しますが、そういうものに比べて最低資本金制度がないという点においておくれておるということはもう否定することができないというような気がいたします。

私ども、最低資本金制度を導入するにつきまし

て、実は中小企業は反対するのではないかというような考え方を持っていたのでございますけれども、しかし中小企業の中にも、日本がこれから国際化の時代を迎えて中小企業の体質を強化するためにはやはり一定額程度の最低資本金制度の導入が必要であるという方もたくさんおられるわけでございまして、やはり単純な反対ではないというふうに考えたところでございます。

登記所公開制度についてもヨーロッパ諸国はすべてやつておりますし、日本は今回残念ながら採用しておりませんけれども、いずれ将来は実現したいと考えております。

○沢田委員 だから、これだけやつたのでは、もう本当に、百歩進むのに一步進んだぐらいにしかならないのでありますから、やはり開示制度といいうことについては一言も回答がないので、考え方立っています。

これはこちらが厳しければ、日本が向こうへ行つて商売をする場合にも同じ条件に自然になつていなければいけない、そういう意味で内国会社で動いていかなければならぬ、基本的にはそういうことについては一言も回答がないので、考え方立っているわけでございます。

○永井政府委員 外国法人が日本に事務所を設けて活動する場合におきましては、最低資本金そのものの適用はございません。ただ、日本において専ら営業する、そういう場合におきましては、最低資本金制度の適用がございます。

○沢田委員 これは重複する点があつたらお許していただきたいのですが、ちょっと細かい問題だけをお伺いをしておきたいと存ります。

無記名の株券の有効性をちょっとお伺いしておきたいと思う。いわゆる無記名の株券は有効なり得るということになるのか。それから、ホテルに寝泊まりしてて申請しても外國法人となり得る、こういうことになると解していいですか。

○大谷説明員 お答えいたします。

現在、ただいま既に出てる無記名式の株券は有効にそのまま維持されます。法律が改正された

後は、無記名式の株券を発行することはできません。

んで、会社がこれに違反をして発行した無記名式の株券は無効というふうに解されております。

○沢田委員 では統一して、端株の発行は可能かど

うか。

○大谷説明員 端株制度の適用のある会社につきましては、端株の発行ということがあり得るわけでございます。一定の要件が整った場合には端株が発行されるわけでございます。

なお、この端株につきましては、株主の側から端株券の発行を請求するというような手続もござりますけれども、やはり基本的にはその制度も維持されることになつております。ただ、会社は定款でもって端株券を発行しないといふようなことを定めることができるという余地も認めることになつております。

○沢田委員 大企業と小企業との区分は、法務としてはまず何を基準にして大小区分していますか。特に、これは商法上の大小の区分、こういうふうに。

○大谷説明員 お答え申し上げます。

商法上の基準といつましても、今御案内のことおり、商法のほかに商法特別法という特別の会社法がござります。この中で、資本金が五億円以上または負債総額が二百億円以上、こういう会社を一応大企業と称して、会計の監査等について特別の取り扱いをいたしております。それ以下の会社をとりあえず中会社というふうに呼ぶといたしま

すと、その中会社のさらに下の段階として、資本金が一億円以下の会社、これを小会社と呼びまして、これについても若干緩和された規制を及ぼすというような取り扱いをいたしております。

○沢田委員 株の公開の有無は関係ありませんか。

○大谷説明員 株式の公開につきましては、今御案内のとおり、定款で株式の譲渡につき取締役会の承認を要するというような非公開の取り扱いをすることが認められておりますけれども、この手続をとるかどうかということは会社の大小とは関

係がございません。

○沢田委員 これもやはり、ある一定の規模に達するならば公開の義務を、開示制度の中身としているものもあるでしょうけれども、やはり法律的な開示制度は、これは政令事項だろうと思ひます。新聞公告その他によつて間に合はせているというのもあるでしょうけれども、や

か、こういうふうに思ひますが、これも簡単にイ

エスカノーカでお答えください。

○大谷説明員 会社の計算の開示の義務は、基本的に会社の規模の大小を問わず商法上義務づけられているわけでございます。御案内のとおり、現行法はそれが決算公告という制度で要請されているわけでございます。

なお、私が申し上げました公開、非公開という観点は、株式の公開、つまりだれでも自由に会社の株式を取得することができるかどうかという観

点からの公開、非公開ということを申し上げたわ

けでございまして、計算の開示とは若干視点が異

なるということです。

○沢田委員 じゃ、大蔵省はいいです。どうも御苦勞さん。農林省もそれで結構です。

通産省は、この法律の改正に伴つて、言うならば流通業界、流通段階における各企業等に与える影響について、まずその見解だけ、時間的に制約されていますが、承つておきたいと思います。

私が今まで述べたように、いろいろ不整備な状態に提案されているので、ちょっと形は悪いといふふうに思つてあります。通産省としてはどう受けとめておりますか。

○藤原説明員 通産省といつましても、今回の商法等改正法案につきまして、検討段階から我が

低資本金制度については債権者保護の立場というところで会社法上の理念がございます。しかし、余りに高額であった場合には、我が国中小企業の

企業活動を阻害して活力をそぐおそれがあるということで、この面につきましても実態を十分配慮していただきたい。したがいまして、今回案としては出されております一千萬、三百万、それぞれの最低資本金というのは、両者の要請を調和させた額として最終的にそうなつたものと理解しております。

確かに、流通業者等小規模企業者に負担を強い

るというのには確かにありますけれども、先ほどからございますように猶予期間がある程度十分認められているわけでございます。

また、中小企業団体も、額についても

はまあ努力できる範囲内であるといふうに認識

していることから、十分理解され得るのではないかとうふうに考えております。

○沢田委員 今あなたの答弁の中で、特別な業界について、租税特別措置法で若干資本金の充実については税法上の取り扱いに配慮してもらう、そういうことを要請する意図はございませんか、

大蔵の方にということになりますが。

○藤原説明員 我々承知しているところでは、今回

の最低資本金制度の導入にかかる限りまして、先ほど来議論になつておりますような税制措置を実現していただければありがたいという要望は伺つております。その他については関知しません。

○沢田委員 それは、じや積極的にあなたの方で

も進めていただきたいと思います。

そこで、この答申のときには会計調査人という

新しい名称が生まれているのですが、これは消えてしまつたからいやといふうことで、これは消え

ないようあります。そこで、これから徐々にそれを進めていくんだといふう考え方です。

○沢田委員 それは、じや積極的にあなたの方で

も進めていただきたいと思います。

そこで、この答申のときには会計調査人といふ

ううふうに思つてあります。通産省としてはどう受けとめておりますか。

○藤原説明員 通産省といつましても、今回の

商法等改正法案につきまして、検討段階から我が

國經濟の活力の源泉たる中小企業の活力をそぐこ

とのないよう、中小企業の実態を十分踏まえて、それを反映した内容としていただきたいといふこ

とで要請してまいつたところでございます。

今回、ございましたように、いろいろ例ええば最

むとか、弁護士に頼むとかということになるわけ

であります。あえて会計調査人というような制度を置いた理由だけ、ちょっと簡単にお答えいたしました。できたら、これはもうやめた方がいいなという気しますので、これはひとつ考え方ではないといふことです。ただ、今回の答申案には出て

ますとお答えいただければ、それは結構です。

○永井政府委員 検討中の段階の改正試案における

ことは、会計調査人という制度を考えていたわ

けでございます。ただし、今回の答申案には出で

おりません。したがつて、立法化もされておりま

せん。会計監査人と異なる会計調査人という、そ

ういうものの制度をつくるかどうかということに

つきましては、大変いろいろな観点からの議論が

ございまして、十分詰まつたものになりませんで

した。

したがいまして、監査のあり方及び全体的な中

での再検討ということで、現段階では会計調査人による調査というものは法律に入つていなければ

つづいては、租税特別措置法で若干資本金の充実

については税法上の取り扱いに配慮してもらう、

そういうことを要請する意図はございませんか、

大蔵の方にということになりますが。

○藤原説明員 我々承知しているところでは、今

回の最低資本金制度の導入にかかる限りまして、先

ほど来議論になつておりますような税制措置を実

現していただければありがたいという要望は伺つ

ております。その他については関知しません。

○沢田委員 それは、じや積極的にあなたの方で

も進めていただきたいと思います。

そこで、この答申のときには会計調査人といふ

ううふうに思つてあります。通産省としてはどう受けとめておりますか。

○藤原説明員 通産省といつまでも、今回の

商法等改正法案につきまして、検討段階から我が

國經濟の活力の源泉たる中小企業の活力をそぐこ

とのないよう、中小企業の実態を十分踏まえて、それを反映した内容としていただきたいといふこ

とで要請してまいつたところでございます。

今回、ございましたように、いろいろ例えれば最

もとか、弁護士に頼むとかということになるわけ

であります。あえて会計調査人というような制度を置いた理由だけ、ちょっと簡単にお答えいたしました。できたら、これはもうやめた方がいいなという気しますので、これはひとつ考え方ではないといふことです。ただし、今回の答申案には出で

ますとお答えいただければ、それは結構です。

○永井政府委員 検討中の段階の改正試案における

ことは、会計調査人という制度を考えていたわ

けでございます。ただし、今回の答申案には出で

おりません。したがつて、立法化もされておりま

せん。会計監査人と異なる会計調査人という、そ

ういうものの制度をつくるかどうかということに

つきましては、大変いろいろな観点からの議論が

ございまして、十分詰まつたものになりませんで

した。

したがいまして、監査のあり方及び全体的な中

での再検討ということで、現段階では会計調査人

による調査というものは法律に入つていなければ

つづいては、租税特別措置法で若干資本金の充実

については税法上の取り扱いに配慮してもらう、

そういうことを要請する意図はございませんか、

大蔵の方にということになりますが。

○藤原説明員 我々承知しているところでは、今

回の最低資本金制度の導入にかかる限りまして、先

ほど来議論になつておりますような税制措置を実

現していただければありがたいという要望は伺つ

ております。その他については関知しません。

○沢田委員 それは、じや積極的にあなたの方で

も進めていただきたいと思います。

そこで、この答申のときには会計調査人といふ

ううふうに思つてあります。通産省としてはどう受けとめておりますか。

○藤原説明員 通産省といつまでも、今回の

商法等改正法案につきまして、検討段階から我が

國經濟の活力の源泉たる中小企業の活力をそぐこ

とのないよう、中小企業の実態を十分踏まえて、それを反映した内容としていただきたいといふこ

とで要請してまいつたところでございます。

今回、ございましたように、いろいろ例えれば最

正をどうやって保持するかということに問題の出発点があつたわけでございまして、その問題の重要性はまだ消えていない。しかし、だれがその扱い手になるのか、あるいはその会計調査を受けた企業の方の受け入れ態勢はどうなのかなというよう、まだまだ議論をしなければならない問題があるわけでございまして、私ども、現在においてはまだ確とした結論を持ち合わせていないという状況でございます。

○沢田委員 今度はほかの問題になりますが、入

国管理局の外国人の労働者の問題は非常に混乱の状態をもたらしているわけで、この前、分科会で

私は申し上げたわけであります。大臣、これはもう実行されたんですか。電話は十五本、話しちゃとも通じない。職員もふえていない。これ

は、もし何だつたら委員長も電話をかけてみてく

ださい。恐らく委員長の席に座つていらねませんから、いつまでたつて通じませんからね。そ

ういう状況は解決されたのかどうか。しかも、今

日のようにはあのよう並ぶような状態をつくった

のは、まさに日本の恥辱ですよ。法をつくる者が

あんな事を招いて、まさにガソリンやトイレツ

トペーパーで並ぶような状態ですから。法律をつ

くる者としてはだれか一人ぐらい腹を切つて国民

に謝らなければ済まないような事態だと言つても

過言ではない。これは法務大臣も法律をつくる者

として十分な反省が必要だと思いますが、まずそ

の見解を承りたいと思います。

○長谷川國務大臣 入管の問題につきまして、弁

事だと思ひますね。今まで経験がなかつた、ま

たそういうことを見たこともない、そういう新しい経験でござりますので、今御指摘のような点があつたということは認めざるを得ません。しかし、

きょうもお昼に入管局長に来ていただきいろいろ話を聞いたのですが、パニック状態はもうかなりおさまつたと報告は受けております。私も一力

月くらい前に現場を見たときは、全く今委員おつしやるよう座つてている場所どころでなく立つている場所もないくらいごつた返して、これはこの諸君が本国に帰つても日本はいい国だなんといふことを言つわけはないじやないかといつていろいろ議論をしたこともあったのですが、きょうの報告では、かなりおさまつてゐるようです。

なお、予算の点は、新しい平成二年度の予算で人件費を若干というか、おおむね五十人くらい盛つてありますので、これで若干緩和ができるのではないか。電話の点はもう既に準備をして、今いろいろ施設を手をかけております。御迷惑をかけないようにいたします。

○沢田委員 我々の選挙のときも臨電なんというの一日で入るのですから、そういう点はぜひ対応してください。

ただ、大臣に頭に入れておいてもらいたいことは、今の入国管理といつものはさつきの資本金と

同じなのですね。これは日本が厳しくすれば、今度は日本人が行つたときに迫害を受けるのですね。復讐されるのですよ。ですから、日本が温かく迎えてやれば恩には恩をもつて報いてもらえるのです。だから、入国管理というものは単に厳しくしていいものではない。ありがたいと思って日本

から帰つてくれることが極めて重要なポイントな

で、これは単に法律だけではないのです。で

今般商法が全面改正される。昭和五十六年に大

部分の全面改正ということで法務省の方で精力的に取り組みをされたというふうに伺つておるわけ

でございますが、まず、この昭和五十七年から始

まりました全面改正の理念と申しますが、趣旨と

受けではないのですから。もっと温かい思いやり

解するわけではございませんが、何しろ十二、三

万人くらいの不法の人が入つていらつしやる。少

しオーバーに申し上げれば、有史以来初めての出

来事だと思いますね。今まで経験がなかつた、ま

たそういうことを見たこともない、そういう新しい経験でござりますので、今御指摘のような点があつたということは認めざるを得ません。しかし、

きょうもお昼に入管局長に来ていただきいろいろ話を聞いたのですが、パニック状態はもうかな

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

いては我々としても今後とも注意を払つてまいりたいと思っております。

○沢田委員 では大臣、最後にお願いします。

○長谷川國務大臣 重ねて申し上げますが、今委員御指摘のとおりでございます。同時に、まさに日本の国の玄関であります。玄関でいろいろな印

象を残したことは御指摘のとおりであります。これからも一生懸命頑張つてやります。

○沢田委員 終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

○仙谷委員 日本社会党の仙谷由人でございます。

大蔵委員でござりますので、きょうは差しかえと

いうことで質問させていただきます。従前の議論の経過をほとんど存じ上げておりませんので、重複した質問等が出るかもわかりませんが、ひとつ御容赦をいただきたいと思います。

私自身、弁護士として商法事件、その他債権回収事件等々経験をしてまいつたわけでございま

す。そしてまた、その中で今企業の実態について、いろいろな形態がござりますけれども、矛盾が非常に多く発生しておりますというふうにも感じます。

そこで、御指摘の五十六年改正、これは主とし

て大規模な株式会社を念頭に置きました改正でございまして、これが一応済みましたので、大小会社を対象とした法制度の洗い直しに入ったという

のが、五十七年度以降進められてきました今回の法制度における理念と申しますが、そういうも

のであつたということが言えようかと思います。

株式会社及び有限会社の大多数が小規模あるいは中規模の閉鎖的な会社であるというような実情にかんがみまして、大臣も御答弁になりましたよう

に、このようないかだつたというふうに思いました。

株式会社の多様化をいたしましたが、このよう

な改定がございまして、その後五十七年から、後半

改正がございまして、その後五十七年から、後半

かのばるわけございまして、四十九年に、現在のいわゆる公認会計士等による外部監査の制度を大会社について導入いたしました。その際、当院の当委員会あるいは参議院の法務委員会におきまして、株式会社法というものを根本的に見直すべきではないか、大小会社の区分の問題だとか、大会社は大会社なりに、中小会社は中小会社なりの法制度というものを考えるべきである、あるいは最低資本金制度というものの導入も真剣に検討すべきであるというような議論がされまして、それを受けて商法の根本的な見直し作業が始まつたわけだと思います。

○清水(満)政府委員 御指摘のように、昭和五六年の商法改正におきまして株主総会制度のかなり大幅な改善、あるいは株式制度、つまり額面金額を五万円とするという改正、単位株制度の導入等、主として大企業を対象としたかなり重要な改正がされたわけでござります。

この五十六年改正というのは四十九年改正にさ

るいは法制度が形骸化しておるという趣旨が書か

て、これは一言で結構です、外務省と大臣の御見解を承つて質問を終わらしたいと思います。

○内藤説明員 確かに、一たん入国された外国人の待遇については、法の規制はある程度避けられ

きつかけになつてくるということを念頭に置いています。

○仙谷委員 もう少し哲学的なことをお伺いした

に、この五十七年以降の改正作業の理念、趣旨が

あつたというふうに考えておるところでございま

す。

○仙谷委員 もう少し哲學的なことをお伺いした

に、この五十七年以降の改正作業の理念、趣旨が

あつたというふうに考えておるところでございま

す。

今度のこの商法改正案の概要というふうな法

省が提出された資料を拝見しましても、この商法あ

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

りおさまつたと報告は受けております。私も一力

一七

れておるというふうに見ております。商法等による規制が形骸化しておる、この形骸化とか空洞化というふうにおっしゃつておるときに、実態としてどのような現象を指して規制が形骸化、空洞化しておるというふうに見ていらっしゃるのか、その点について明らかにしていただきたいと思います。

○清水(進)政府委員 形骸化、空洞化というのはかなり抽象的な言葉でございますけれども、要するに形骸化というのは商法で定められている諸規制が遵守されていないということを意味しているものと理解しているわけでござります。その最も典型的な例が、例えば株式会社につきましては清算公告という制度があるわけございますが、百二十六万社の株式会社のうち、貸借対照表等の公告をしておる会社は1%ないし2%しかないというような事実がその典型的な例かと思われます。そのほか、例えば株主総会制度、取締役会制度あるいは監査役会制度といふものが、大中小会社についてはほとんど機能していないのではないか。その一つの現象として、例えば訴訟等の事例におきまして、本来法人であるのに取締役個人の責任を例えれば商法二百六十六条ノ三の規定に基づいて追及するとか、法人であるのに法人格が否認されるというような判例法が形成されてきておるということからも、そういうことをうかがい知ることができます。

空洞化というのも形骸化と同じような現象だと私も考えておりますが、実質的には商法が予定了したような株式会社の実体が存在しないというふと、もちろん資本充実とか資本維持の原則もほとんど守られていないというような面にもございますけれども、いわば商法の予定した株式会社あるいは有限会社としての実体が存在しないというような現状が中小会社を中心として、特に小会社を中心として存在しているという認識でござります。

○仙谷委員 今、商法あるいは商法をめぐる法制

度の形骸化についての法務省の見解を承つたわけですが、まさに中小会社において、あるいは大企業においても株主総会の運営が形骸化しておるというふうなことが先般の改正でも言われて、現時点でもそれは実質的に株主総会が活性化しておるというふうには見えない現況が一方にあります。とりわけ中小会社におきましては、総会が開かれたようにペーパーがつくられておりますけれども、実際問題として開いておる会社がどちらのどちらあるのか、これもわからない。さらには、おしゃいまして監査役の制度そのものが、大企業でも監査役を会社の元経理部長とか総務部長とか、いわば相互監査制が起り得ないような、監査役の独立性が保持できないような選任の仕方がされたり、あるいは業務監査に至つてはほとんどされないというのが特に中小会社では典型的なではないかと思います。そういういわば会社制度そのことに、いかに機能しているかどうか。特に、中小会社についてはほとんど機能していないのではないか。その一つの現象として、例えば訴訟等の事例におきまして、本来法人であるのに取締役個人の責任を例えれば商法二百六十六条ノ三の規定に基づいて追及するとか、法人であるのに法人格が否認されるというような判例法が形成されてきておるということからも、そういうことをうかがい知ることができます。

○永井政府委員 委員御承知のとおり、今回の改正は、ある面で中間段階における余り異論の少ない、ある程度の合意ができる部分についてとおりあります。取りまとめたというふうにございましたが、いまして、今回の法務審議会の答申の中にも試案というのをおつくりになつたようございますけれども、そこにあるというふうにお伺いをしてよろしいのでございましょうか。

○仙谷委員 計算の公開のほかに、いわゆる支配株主の責任であるとか、公開をしない会社の取締役の責任あるいは貸付金を劣後債権化するというふうな柱があつたというふうにお伺いをするわけございませんが、それは、どういう理由でそういうものを今度の改正に盛り込もうというふうになさつたのか、その理由。計算の公開の問題と支配株主の責任の問題、さらには取締役のいわば挙証責任を転換した債権者に対する責任の問題、あるいは貸付金の劣後債権化、こういう点についてお伺いをいたしたいと思います。

○永井政府委員 参事官室で作成いたしました改正案の中には、委員御指摘のような支配株主の問題あるいは出資金とみなすべき貸付金の問題、それから会社から得た利益の返還、こういった債権者保護を目的とした考え方が提示されていましたが、これが債権者保護という観点から位づけられてござります。しかし、その後、法務審議会ではいずれも今回の答申には入り込みませんでした。だから、それとの関係で有限会社法制をどう見直すかという全般的なことが随分取り残されておりまして、今回の法案は、ある面で現時点とおりますとか、それとの関係で有限会社法制をどう見直すかといふことです。したがいまして、そういう経緯がございます。したがいまして、それが、これまでの経緯がござります。

○仙谷委員 参事官室で作成いたしました改正案の中には、委員御指摘のような支配株主の問題あるいは出資金とみなすべき貸付金の問題、それから会社から得た利益の返還、こういった債権者保護を目的とした考え方が提示されていましたが、これが債権者保護という観点から位づけられてござります。しかし、その後、法務審議会ではいずれも今回の答申には入り込みませんでした。だから、それとの関係で有限会社法制をどう見直すかといふことです。したがいまして、そういう経緯がござります。したがいまして、それが、これまでの経緯がござります。

○仙谷委員 ただ、やはり債権者保護の具体的な問題につきましては、計算書類の登記所公開の問題とあわせて、さらにはいろいろな議論を詰めていきたい、かよう思つておるところでございます。

○仙谷委員 今、提案されておる商法の改正案の中では、一千円万円という最低資本金制度、株式会社でござりますけれども、それを提案されておつてございまして、その御答弁をいただきまして、債権者保護という観点から位づけられてござります。それが債権者保護といふように思つておるところではあります。

○仙谷委員 お尋ねの問題でござりますが、試案においては、五千五百万円未満の株式会社または有限会社で発行済み株式総数または資本の二分の一以上の株式または持株分を有する株主、社員は、その者が取締役または取締役の職務執行に重大な影響力を行使する者であるときは、その地

あるいは会社と非常に近い関係のある者の貸付金についてはいろいろな法律アクリックを使って債権が満足されるけれども、一般的の債権者はもぬけの殻のところへ追及をしなければならないというふうなことで、取引の安全といいますか、債権者保護が十二分でない、むしろそのことによって連鎖倒産を引き起こしたり甚だ困難に陥る中小企業というものも実は多いのではないか、こんな実態を経験的に感じておるものでありますから、この資本金一千万円というものがなぜ債権者保護になれるのか。今御答弁いただきました支配株主の責任の問題とか取締役のいわば差証責任を転換しての責任という規定が定められて初めて、そういう債権者保護というのが実態的に進んでいくのではないか、そのことが取引の安全につながるのではないかというふうに私あたりは考へるわけでござりますけれども、その辺は、法務省の今度の法制審の答申に載らなかつた。いろいろと難しい問題があるのだといふふうなことをおっしゃるわけでござますが、しかし、裁判所では判例法としてはそれなりに形成されてきておるという実態も一方では存在するわけでございますので、この点について、今回改正法案に載つていませんけれども、今後鋭意検討されて、このような観点からの責任追及ということを試みるといいますか、追及を法務省としてされた御意思があるのかどうなのか、その点について御答弁をいただきたいと思うのです。

○永井政府委員 直接の御質問にお答えする前に、最低資本金が果たして債権者保護かどうかという問題の前提が少しございましたので一言申し上げたいと思いますが、物的会社におきまして会社の債権者がよりどころにいたしますのは、これは結局会社財産でござります。会社財産はある程度会社に留保しておきなさいあるいはそのように経営努力いたしなさいといつづけの指標が資本ということになっているわけでございまして、この最低資本金といふものは、会社設立のときの一つのバーとしてある程度の会社の実体財産を持ちなさい、それからまた、会社存続中におきましては

財産を確保することによって不測の事態にできるだけ備えられるようになります、そういう機能を持っているわけでございまして、これは委員には御述の説法でございますが、あらゆる教科書でありますとかあるいは法制審議会等におきましても、最低資本金はやはり大きな意味で債権者保護の一つかあることは言われておるわけでございます。

ただいま委員が御指摘になりました具体的な現に倒産したような場合の非常に困窮した場面における債権者保護という観点も、これは現実の目に見えた形の債権者保護ということが非常に問題になるわけでござります。これは、現に委員のように弁護士等をやつておられますと、本当に緊急のときにどうするかという問題が常に身につまるとしても、従来の二百六十六条ノ三でありますとか会社の法人否認の理論でありますとか、それ以外にも何らかの形で実質的な個人会社であるようになってきたわけでござります。

ただ、先ほども言いましたように、計算書類の公開等ほかの手段を含めまして、やはり全体的に総合的に検討いたしませんと、そのところだけを突出して直ちにできるかどうかという根本論が随分あります。法制審議会の中でも必ずしもびたつとこういうふうに意見がまとまりにくかったこと、ただ、私どもいたしましては、そういうことについて御答弁をいただきたいと思うのです。

○仙谷委員 ちょっと法律論議の方に入り過ぎたかもしれませんし、中小企業団体の委員もおりますし、中小企業関係者の参考の方にも来ていただくというような調査審議を繰り返しまして法制審議会の答申が得られたというふうに理解しているわけでござります。中小企業団体をいじめるとかいうようなことは毛頭ございませんし、中小企業団体自身、体質強化のためにこのような制度が必要であるというようなお考えのところもあるようですが、このようないじめとかそういうことは毛頭も考えてないことを御理解いただきたいと思います。

一千万円につきまして、これについては何か中小企業いじめであるとか弱い者いじめである、こういう議論がされておるようでござりますけれども、法務省どういう御見解でござりますか。

○清水(通)政府委員 最低資本金制度の導入につきましては、導入の必要性等については繰り返して御説明申し上げませんけれども、具体的に金額を幾らにするかということで大変議論があつたところでございます。法務省もいたしましても、新しい制度でございますので、法制審議会で御審議いたぐるに当たり民事局参事官室の方で質問書をつくりまして、例えば最低資本金としては幾らが適当であるかというような意見照会を各方面にいたしたところでござります。それに対しましては、一億がいいとか、株式会社については一億だと五千五百万だと三千五百万だと、あるいは有限会社の最低資本金が昭和十三年当時一万円だったから、これは現在二千万円程度の価値があるので最

○藤原説明員 通産省もいたしましては、法務省で会社法制度のあるべき方向を目指していろいろ制度を改正していくということにつきましては、当然のことながら十分理解しているところでございます。

今先生おっしゃいました、では個々の中小企業者がどう考へているかということにつきましては、確かに、我々は何の迷惑も少額資本でかけてござります。中小企業団体からももちろんいろいろな意見が寄せられてまいりました。そういう中で、中小企業団体等から中小企業に過分の負担がかかるようなものであつては困る、しかし最低資本金制度の導入自体は、これは中小企業の体質強化という面から絶対ノーコメントということではないとのことでやらなければいかぬのかという一部の声はあります。ありますけれども、先ほどからおられる法務省の方から説明してござりますように、全体の会社法制度の基本的あり方なり国際化というようなことを踏まえて理解が進んでいるというのも確かです。ただ、我々が最終的に中小企業者の意見も集約しながら申し上げたことは、確かに理解を追求するには理解するけれども、現行の商法のものとでも既に多数の中小企業者が存在するのも確かです。

ただ、我々が最終的に中小企業者の意見も集約しながら申し上げたことは、確かに理解を追求するには理解するけれども、現行の商法のものとでも既に多数の中小企業者が存在する。株式会社は百一十六万、有限会社は百四十万。これが、その内容いかんによつては確かに対応できぬものもあるであろう。したがいまして、この歴史的な継続性なりに十分配慮し、また、一千万の話でござりますが、これから新たに事業を起業されたい、こういうところも、最近はベンチャービジネスあるいはニューサービスなど多額の資本を要しないような企業がたくさん出ております。これらは、例えば創業者の意思によつて、できれ

うような面も含まれてござります。我々としては、先ほどから申し上げておりますように、我が国経済の活性化の原点はやはりこういう中小企業の創業にある、これを余り阻害しないような形でみんなに受け入れられる案はいかがかということで、中小企業団体等の意見も踏まえて対応してきたところで、いじめ論とかそういうことでは決してございません。いろいろな意見を集約された結果、理解される案になつてているというふうに思いま

あと 後段にございました支配株主等の意見、それから取締役の責任、これは、中小企業団体は端的に言えば反対という意見があつたわけです。が、法制審の中でもいろいろ検討されました。いろいろ技術的な問題点もございまして、私が答える立場にはないと思います。先ほど来法務省の方でまとめてお答えになられたと思いますので、弁は失礼させていただきます。

○仙谷委員 何というのですか、この中小企業の負担強化説、それから今の通産省の方の御説明でも、どうもこの種の議論で、会社という一つの社会的存在を最近強調される法人と、それに出資あるいは経営に参画するという立場の個人の混同、一緒くたの議論が行なわれておるのではないか、まさに株式会社の制度の初步の初步が忘れられておるのではないかという気がしてしようがないわけであります。つまり、例えば資本金の問題にしましても、そこで最低資本金が決められたといつてしましてもそれを負担するのは株主である個人でありますし、中小企業そのものが負担するということには法律制度としてはなってない、そのことがまさに株式会社の株式会社たるゆえんだといふふうに私は思うのであります。ところが今、最低資本金を上げるということになると、会社の負担だ、会社の負担が強くなるというふうな議論が堂々とまかり通つたり、あるいは税制にしましても、何か会社に対する税金と個人、株主あるいは

そういう観点からもう一点、今度の商法改正案で、これは法制審の答申にまで盛られております計算の公開の問題でございます。

計算の公開の問題、これは改正案の文言をかりますと、株式会社のいわば閉鎖性をオープンにする、透明度を高める、そのことをもつて取引の安全、つまり債権者保護に資するんだ、こういうことだらうと思うわけでござりますけれども、そういう理解で間違いがないかどうか、法務当局の見解を承りたいと思います。

○永井政府委員 委員御指摘のとおりでございまして、計算書類の公開というものは現行法でも官報または日刊新聞紙に決算公告をしなさいと規定されているにもかかわらず、これが実際には守られていないという現状があるわけでござります。それで、法制審議会がいろいろ検討されましたのは、実は中小会社にふさわしい公告のあり方、公開のあり方ということで、登記所でやった方が手続や費用も少なくて済むのではないか、そういう考え方でやつて議論としてまとまつたわけでござります。

経営者に対する税金が一緒にたくに考えて考えられるというふうな、坂本竜馬の亀山社中以来百二十数年たつておるのに、まことに混同した議論が行なわれておる。今のビジネスをめぐる国際情勢の中では甚だ惜れない事態なのではないか。中小企業のは育成というのは別の観点から行なべき事柄であつて、この種の法制度を普遍化し、一般化する際に、会社と個人を一緒にたにして行つていいというものではないのではないかという感を強くしておるわけでござります。取締役の責任にしましても、支配株主の責任にしましても、会社というもので支え切れない、そういう公の存在で責任を果たそうとしない場合にどうするのかという議論でございまして、何でもかんでも取締役の責任を追及すればいいとか支配株主の責任を追及すればいい、こういう議論ではないわけですね。ところが、どうもその種の議論が横行しておるのでないか。私は残念でならないわけでござります。

乗つ取りを生むとか、あるいは取引会社から値引きを迫られる、そういう議論もあります。中小企業厅にお伺いをしたいわけですが、正しい経理を公開するということが今度はそんなに不正な取引を生む温床になるのでしょうか。その点どうでしようか。

○藤原説明員 公開制度につきましては、おっしゃいますように、会社制度を利用する限り原則として公開されることが望ましいと考えておりますけれども、我々もちょっと意見をいろいろ聞いていたわけですが、一般的に、確かにそこはいつても、公開の方法としてはやはり、我が国経済に広く影響力を持つて取引先も多い大企業については、多目的、不特定の多数に対する観点から必要だらうというのを認めても、なかなか取引範囲が狭いあるいはそういうところの中小企業にまで、現在でも要するに間接開示ということで株主、債権者への計算書類贈写、閲覧権が認められているわけですけれども、全く第三者に対してもうることの有

ただ、何分こういう中小会社を中心にして体制がまだ十分整っていないという考え方もありますし、答申には盛られましたけれども、まだ意見が若干区々に分かれております。政府部内でも意見の調整が十分尽きかねておるところであります。そこで、できるだけ関係者の御理解を十分得ました上で早期にこういう方向に、答申どおりに進めていきたい、かように思つてゐるところであります。

○仙谷委員 計算書類の公開については、本来会社という制度を利用する限りは計算書類が公開されなければならない。もちろん、まず第一番に株主に公開をされなければならない。それから、広く公開をされることはむしろ望ましいことだ、こういうことで現行制度もあるわけですね。それを不思議でしようがないのですが、その公開につい

金融機関提出用、自分のところの会計帳簿と三つ
ぐらい帳簿をつくっている会社があるんじゃない
ですか。こういう不健全な経理、これは労働者の立場から見ても、それによつてある種の利益隠しが行われて労働者に対する配分が少なかつたりありは正確に払わなければならぬ税金が少々少なかつたりするというのは、中小事業者の利益が守られるとしても、庶民の感情としては、額に汗して働く者の感覚からは許されないと私は思うのですよ。そのことが過大な負担を強いるのならともかく、公正な競争のもとに公正な商売をして利潤が上がれば、それに応じた税金を支払い、あるいは労働者に対してボーナスを出す、私は当たり前じやないかと思うのです。ところがそうはならない、なつていらないところがあるのでないが、三重帳簿などということがなぜ起るのか、いうことなんですね。もうそろそろ日本の企業社会もその辺の透明性と社会的責任を自覚した会社経営が行われるように、商法は商法で計算書類の

用性と、またその反面の影響については、やはりちょっと懸念がある。先生おっしゃったとおり、例えば下請け関係にあれば、複数の親企業と取引をしている場合、全体としてどれくらいの収益になつてゐるかというのと、普通はよほど強制されないと出さないで、むしろ出した場合にはさら単価を引ききされる。個々の取引では大体わかっているわけですけれども。そういうことで、これら辺については潜在的に非常にそういう問題がある。だから、会社法制度の理念は全く尊重するわけですが、現実的に九九%守られていない中からどういうふうにアプローチしていくのか、受け入れやすいようにどうしたらいいかというのを非常に慎重に検討すべきじゃないかなというのを我々の考え方でございます。

○仙谷委員 私の経験ですと、継続的取引における親会社とか子会社とかいうところは、多少力の強い方が計算書類の提出を求め、いわばいつでも調査に入れるような契約条項をつくつていて

公開ということをはつきりと打ち出す、中小企業庁は中小企業庁でそのような観点から物心両面の援助を行う、育成を行うという方向に向きます。ところ、いつも後ろ向きの対策と議論では、これはもうこれから、国際的な取引が中小企業といえども始まつておるわけですから、対外的な信用も得られないのではないかという感じがするわけでございます。

そういう観点から法務省の方にお伺いをいたしましたが、この計算の公開問題、そしてその公開すべき計算書類の適正化の問題、これについて早急に整備をして立法化するというおつもりがあるのかどうなのか、緊急の課題であるという御認識があるのかどうなのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○清水(満)政府委員 計算書類を登記所において公開するという制度は今回の改正案には盛り込まれていません。御質問の趣旨は、仮に登記所でこれを公開することとした場合には正確な計算書類を公開する必要がある、そのための手当であるのか、こういう御質問だらうと思います。

このことにつきましては、実は会計調査人という制度を導入しようということで議論が重ねられたわけでございます。資本金五億円以上あるいは負債総額二百億円以上の会社については公認会計士等の監査が現在強制されており、これにはいいのでございますけれども、それに満たない中小会社について、今度計算書類を登記所で公開する場合にそれをどうするかというようなことが議論になつたわけでございます。法制審議会の答申におきましては、会計調査人というような制度を導入しなくとも現在の監査制度のもとでも登記所に公開することによってある程度の真実性の担保はできる、つまりそんなにめちゃくちゃなものを見第三者の目にさらすということは取締役の責任の問題にも波及してまいりますので、そういうことはならないだろうという考え方のとに、外部監査的な調査という制度は見送つたままで登記

所公開に踏み切つたわけでございます。

しかしながら、会計調査人というような制度がもじスムーズに導入できる、適当な人材を確保することができ、また中小企業側もこれを受け入れることができます。それができるというようなことになれば、これは将来の課題として引き続き検討対象にいたします

いというふうに考えております。この計算の公開の問題を緊急の課題として、例えは年限を切つて来年まで、来年じゃちょっと、一たん法律でせつかく決めておるものいろいろな事情を取りおろさなければならなかつたこの事情をはぐすのに一年じゃ短い、二年ぐらいかかるとおつしやるのだから、再来年にはぜひやりたいといふふうな、そういうおつもりがあるのかないのか、ということを一点、重ねてお伺いをしておきたいわけでございます。

○清水(満)政府委員 来年とか再来年という、具体的に年限を切つて申し上げることはちょっと残念ながらできませんが、私どもいたしましては、できるだけ速やかな機会にこの登記所公開制度は実現してまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○山谷委員 その場合に、法務省が登記所公開をする段階で、その正確性について、取締役の民事的、刑事的責任の問題、これを立法的に規定する、定めるというおつもりがあるのかないのか、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

○清水(満)政府委員 登記所にそういう計算書類を提出すること自体についていろいろな制裁というのはないわけでございますけれども、現行法上も、例えば取締役が計算書類に虚偽の事実を記載するということになりますと、これは過料の制裁でしたか、制裁がござりますし、もしそれによつて第三者が損害を受けるというようなことがござりますと損害賠償責任が生ずる、かよう

考えております。それを超えて、つまり現行法の枠を超えてさらに取締役に何らかの制裁規定を科すかということについては、これは検討課題とさせていただくことにいたしたいと思います。

○山谷委員 一点お伺いをしておくのですが、商法四百九十八条ですね、今おっしゃった過料の問題というのが出てきておると思うのですけれども、この規定を使つて從来過料を科されたケースというのはあるのでしょうか。

○永井政府委員 過料を科したケースはないと思いまます。これ現実に行つには、登記の場面だけただいた点もそうでございますけれども、計算の問題というのが出てきておると思うのですけれども、この規定を使つて從来過料を科されたケース

といふうに思ひます。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんというふうに言われておるということなんですが、日本で處理するということがなかなか難しいわけでございます。相当な手数と人員が必要という現状にござります。相手手数と人員が必要という現状にござります。この規定を使つて從来過料を科されたケースは、まさに緊張感があるかないか、こういうことにつながるのではないか、そういうふうに私は思うわけであります。つまり、企業経営者が、利潤はオーナーに、責任は会社に、これは有限責任で、責任持てなくなつたらそのままほり出されるというようなことが行われるのでは、会社制度に対する信頼はなくなってしまうと思うのですよ。そういう観点から、この計算の公開そしてまた正しい適正な計算が行われて、それが公開される。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、御了承いただきたい

○平田(米)委員 公明党の平田米男でございます。社会党の山谷委員も計算書類の公開の問題を取り上げられてまして、私も主にこの点についてお伺いをしたいわけでございますが、重複をする点があります。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、最後に法務大臣にお伺いするのですが、九二年にEC統合というのが行われるということで、ECでは商法の統一化といいますか、普遍化

といひますか、共通部分を持つとうということが何かさきりに言われておつて、そこでやはり一つの大きな問題は、この計算の公開というのが大問題だ。大問題といひますか、透明性の問題が一番大事な問題なんだ、非常に大事な問題なんだといひます。それで、最後に法務大臣にお伺いするのですが、九二年にEC統合というものが行われるのですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんというふうに言われておるということなんですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんというふうに言われておるということなんですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんといひます。これを現実に行つには、登記の場面だけござりますが、非常に貴重な意見でござりますので、十分腹に置いてこれからも勉強させていただきます。

○山谷委員 そろそろ時間が参りましたので最後にいたしたいと思ひますけれども、計算の公開の問題は、やはり企業あるいは企業経営者の社会的責任といひますか、みずからが社会性があるんだといひます。相手手数と人員が必要という現状にござります。この規定を使つて從来過料を科されたケースは、まさに緊張感があるかないか、こういうことが自覚といひますか、最近はやりの言葉で言ひますと、まさに緊張感があるかないか、こういうことにつながるのではないか、そういうふうに私は思ひます。つまり、企業経営者が、利潤はオーナーに、責任は会社に、これは有限責任で、責任持てなくなつたらそのままほり出されるというようなことが行われるのでは、会社制度に対する信頼はなくなつてしまつうと思うのですよ。そういう観点から、この計算の公開そしてまた正しい適正な計算が行われて、それが公開される。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、御了承いただきたい

○平田(米)委員 公明党の平田米男でございます。社会党の山谷委員も計算書類の公開の問題を取り上げられてまして、私も主にこの点についてお伺いをしたいわけでございますが、重複をする点があります。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、最後に法務大臣にお伺いするのですが、九二年にEC統合というものが行われるのですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんといひます。これを現実に行つには、登記の場面だけござりますが、非常に貴重な意見でござりますので、十分腹に置いてこれからも勉強させていただきます。

○山谷委員 終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

○平田(米)委員 平田米男君。

○平田(米)委員 公明党の平田米男でございます。社会党の山谷委員も計算書類の公開の問題を取り上げられてまして、私も主にこの点についてお伺いをしたいわけでございますが、重複をする点があります。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、御了承いただきたい

といひますか、共通部分を持とうということが何かさきりに言われておつて、そこでやはり一つの大きな問題は、この計算の公開というのが大問題だ。大問題といひますか、透明性の問題が一番大事な問題なんだ、非常に大事な問題なんだといひます。それで、最後に法務大臣にお伺いするのですが、九二年にEC統合というものが行われるのですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんといひます。これを現実に行つには、登記の場面だけござりますが、非常に貴重な意見でござりますので、十分腹に置いてこれからも勉強させていただきます。

○山谷委員 終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

○平田(米)委員 平田米男君。

○平田(米)委員 公明党の平田米男でございます。社会党の山谷委員も計算書類の公開の問題を取り上げられてまして、私も主にこの点についてお伺いをしたいわけでございますが、重複をする点があります。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、御了承いただきたい

といひますか、共通部分を持とうということが何かさきりに言われておつて、そこでやはり一つの大きな問題は、この計算の公開というのが大問題だ。大問題といひますか、透明性の問題が一番大事な問題なんだ、非常に大事な問題なんだといひます。それで、最後に法務大臣にお伺いするのですが、九二年にEC統合というものが行われるのですが、日本で構造協議で日本の企業社会についても透明性がないとか不公正な取引があるのじやないかとか、いろいろなことが言われております。この商法問題でECから構造協議をしなければいかぬなんといひます。これを現実に行つには、登記の場面だけござりますが、非常に貴重な意見でござりますので、十分腹に置いてこれからも勉強させていただきます。

○山谷委員 終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

○平田(米)委員 平田米男君。

○平田(米)委員 公明党の平田米男でございます。社会党の山谷委員も計算書類の公開の問題を取り上げられてまして、私も主にこの点についてお伺いをしたいわけでございますが、重複をする点があります。そのため、適正さを担保するために、おつしやいました会計監査人をどうするのかですね、会計調査人という点でお考えいただくと、虚偽記載の書類を出した場合のペナルティー、これでござりますが、私は公明党のスタンスで伺いたいを思ひます。それで、御了承いただきたい

知のように、現在、株式会社につきましては、官報または日刊新聞紙に決算公告をしなければならぬということになつてゐるわけでござりますが、この制度が実質的にはほとんど形骸化しておる、こういう状況でございます。それとともに、新聞あるいは官報に公告を中小企業がするということは、中小企業にとって必ずしも適當とは言えないというようなことがございまして、いわば中小会社にふさわしい計算の公開制度としてこの計算書類の登記所における公開の制度を導入することにしたらどうか、こういうことで、このような制度を採用したわけでございます。

文上を見ますと、現行の制度は閲覧権者を株主または債権者に限定をしておりまして、いわゆる第三者一般に広げておりません。確かに、株主または債権者という具体的なつながりのある具体的な方が見ると、この制度である面で足りるわけございますが、ただ、これから取引関係に入ろうとか、あるいはもつと違った形でその信用度を見たいという第三者は、これを利用することができません。

こういう観点から、一方では公告制度というのは現実にお金もかかり、日刊紙に出すということでも難しい。それから一方では計算書類の備え置き、閲覧の制度だけでも十分ではない。そうするならば、他のもつとより身近で見やすい、あるいは割合提出しやすい登記所で計算書類を公開するといふことが一つの望ましいあり方ではなかろうかと

簡素化されるわけでござりますけれども、この簡素化の前提であるとも言われておるわけでございますが、本来一番重要なところが抜けてしまって、それを前提にした制度、すなわち設立の簡素化が導入されてしまった。私どもから見ると、非常におかしな改正ではないのか、首尾一貫しない。まさに商法というのは日本の企業活動の基本をなすものでござりますから、それがこのような不完全なものであつては決してならないと思うわけでございます。改正案がそのような不満足な結果になつてしまつたことに對して法務省として率直に反省をされる点が幾つかあるのではないか、私はこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○清水(進)政府委員 御指摘のように、今回の商法改正の一つの大きな柱である計算書類の登記所公開制度を見送らざるを得なくなつたということになるわけでござります。もう一つの大きな柱で

ある最低資本金制度につきましては、若干の修正は施しましたけれども大筋において法制審議会の答申の趣旨に沿った改正案ということになろうかと思うのでござります。

計算書類の公開の制度の方は完全にすっぱり落としてしまった。おっしゃるようく計算書類の公開ということは、我が国の中小会社の法制を実質的にバックアップすると申しますか強化すると申しますか、そういう意味において非常に重要な制度だと私ども考えているわけでございます。しか

しながら 法制審議会レベルでは御理解いただけましても、現実にこれを実施しようといいたしますと 中小企業関係者にまだかなりの抵抗感があるというのも事実でございます。私どもいたしましては、今回の改正案には盛り込むことができませ

○平田(米)委員 私は、できればもつと率直な反省をお伺いできればと思ったのです。三年ほど前には企業の不祥事がいっぱいマスコミで報道され

ました。そういう時期ならば、もつとこの問題を打ち出していく時期だらうと思うのです。
そういう意味で、私は今回の状況を見まして、第一に、改正作業に、改正手続に非常に時間がかかるから、これを何とかしなければいけないのではないかと思います。十分御意見を伺うと同時に、迅速に改正作業を進めていくということを法務省としてお考えをいただきたいと思うわけであります。また、いろいろ他省庁との連携が本当にうまくいっていたのかどうか、この辺もどうも心配でならないわけでございまして、日ごろから緊密な連絡をおとりになつていただいて、他省庁と協力、共同して、こういう企業活動の基本となる法律でござりますので、同じ思いで作業をしていく、改正をしていくという考え方が必要なのではないかな、こんなふうに思うわけであります。
もう一つは、世論とかあるいは関係者に対するP.R.といいますかあるいは説得といいますか、これをもう少し積極的にやられる必要があつたのではないか。随分御努力はされておいでになるかと思ひますけれども、他省庁の一つの法案を通して思われたときの活動量から比べますといかがなものかと私は思うわけですが、どうでございましょうか。

ん。これだけ一生懸命努力をしておいでになつた
ということはわかるわけでござりますけれども、
なお一層の御努力をしていただきて、あるべき形
法の形というものをつくっていただきたいと思う
わけであります。また、私たち法務委員としても
その責任をまた感じておるわけでございます。

は結局一つ残ったということになるわけでございますが、今後、この公告制度の不遵守あるいは不遵守に対する制裁が行わされていないという現実に対してどのように対処していくかれる考え方なのか、お伺いをしたいと思います。

○平田(米)委員 重ねて申し上げますけれども、國民の皆さん方が守りやすい法律というものをつくめる方向で考えていただきたいと思いますし、また、守られていない現実に早急に対応しなければいけないと思うのです。先ほど申し上げましたように

ました。そういう時期ならば、もつとこの問題と
いうのは積極的に取り上げられたのではない
か。大変長い期間をかけて法制審議会が慎重に審議を
しておいでになるのは結構でござりますけれど
も、やはり今、時代に即応した法制度をどんどん
打ち出していく時期だらうと思うのです。
そういう意味で、私は今回の状況を見まして、
第一に、改正作業に、改正手続に非常に時間がかかる
かっている。これを何とかしなければいけない
ではないかと思います。十分御意見を伺うと同時に
に、迅速に改正作業を進めていくということを法
務省としてお考えをいただきたいと思うわけであ
ります。また、いろいろ他省庁との連携が本当に
うまくいっていたのかどうか、この辺もどうも心
配でならないわけでございまして、日ごろから緊
密な連絡をおとりになつていただいて、他省庁と
協力、共同して、こういう企業活動の基本となる
法律でござりますので、同じ思いで作業をしてい
く、改正していくと、いう考えが必要なのではな
いかな、こんなふうに思うわけであります。

なお一層の御努力をしていただきたい、あるべき法の形というものをつくっていただきたいと思うわけであります。また、私たち法務委員としてもその責任をまた感じておるわけでございます。もう一点、公告制度に関連しまして感じますことは、御答弁にもありましたように、現行の公告制度が全く遵守をされていない。法人の中で一%か二%しか実際は実施をしていないということであるわけでござりますし、また、その違反に対しても過料の制裁をしたことが全くない、こういうふうとも伺つておるわけでございますけれども、私は法治国家といふものを支えているのは国民の遵法精神だと思うわけであります。それがなくなつたら、いかに法律をつくつても法治国家は成り立つていかない、このようになります。その遵法精神を育成、醸成をしていくためには、このような法律を守らなくても済んでいくという法律違反の状態を放置しておつてはならないと私は思うわけで

○清水(港)政府委員 御指摘のようすに、株式会社百二十六万社あるわけでござりますけれども、恐らくこのうちできちんと官報あるいは日刊新聞に公告をしておりますのは一%ないし二%、二万社程度ではないか、大多数の会社はもう公告をしておりませんし、その状態でずっと推移してきておるという状況があるわけでございます。これは法律と現実が乖離している最も典型的な現象といふうに言われているわけでござりますけれども、これは現実が正で法律が乖離しているのか、法律が正しくて現実が乖離しているのか、いろいろな物の見方があるところだろうと思ひます。もし法律自身に意味があるということであれば、法律を改正するということが必要になつてこよぶかと思ひます。

○平田(米)委員 重ねて申し上げますけれども、國民の皆さん方が守りやすい法律というものをつくった方向で考えていただきたいと思いますし、また、守られていない現実に早急に対応しなければいけないと思うのです。先ほど申し上げましたように改正に長年月をかかっている、その間法律違反の状態が続いている、これは法治国家としてはゆるさないのではないかと思うわけであります。

また、世界の現状を見ますと、経済がグローバル化をした、また冷戦構造が大きく変わりまして政治のグローバル化とも言われております。それに対応して法制度のグローバル化、ECの統合もござりますけれども、法制度全体が各國で理念としてあるのは制度としてある程度共通のものを求められてくる時代、これはもうまさに目の前に来ているわけでございまして、先進国の中で我が國のみがおくれをとつたということでは決してならないと思います。日本の経済力、國力からしますと、率先をしてでもやらなければいけないといふ

あります。そのためには、法律を守らせると同時に、守りやすい法律をつくることが立法者にとっては大事ではないのかなと思うのです。

法秩序を維持していくくという第一の責任を負っておいでになるのは法務省だろうと私は思うわけですが、いまして、法務省として、そういう責任上、こういう法律が守られていないといふ事態を見過ごしていくわけにはいかないと思うわけであります。それにもかわらず、別個の制度を今回つくらうというような法制審議会の答申を受けて要綱をつくりになつた。これも何かおかしいな、公告制度を廃止するというのだったらまだわかるわけでござりますけれども、公告制度をそのままにしておいて、そして守られない法律をそのままにしておいて別個の制度をつくろう。これは私は、法秩序を守るという違法精神を育成、醸成をしていくという法務省の責任から考えますと、やはりおかしいのではないか、責任を果たすことにならないのではないかと思うのです。今回、公告制度

今回の計算書類の公開の制度は、そういうようある意味におきましては、小はちょっと除くといたしましても、先ほど申し上げましたような企業に官報あるいは日刊新聞への公告を強制するということは必ずしも過当ではないという認識のもとに、それならすぐ身近にある登記所で公開をする、これはヨーロッパ諸国が大体そうでございますけれども、そういう制度にしたらどうかということで、いわば現状を踏まえた形での改善案とうものを法制審議会が決定したというふうに思つてございます。ですから、大会社は別といたしまして、こういう会社については、官報あるいは日刊新聞への公告はやめるという前提がつくわけですが、これも一つの現実と法制の乖離に着目した改善案であるというふうに私どもは考えております。今回は、残念ながら見送りでござりますけれども、いずれこういう制度を答申の線に沿つて導入していく必要がある、しなければならないというふうに思つてゐる

責任があると思うわけでございます。
そういう意味で、今回断念をされたわけでござります。
いますけれども、国民の皆さんのが守りやすい、しかも有限責任制度に見合った計算書類の公開制度について、このをもう一度練り直していただいて、これは早急に提案をしていただきなければならぬと私は思うわけでございます。いつまでというふうとは言えないかもしませんが、もう五年先ですか十年先ですなんということを言つておられる状況ではないのではないかと私は思います。できれば一年、二年の間に国民の皆さんに理解できるような、了解できるような制度を早急に案をまとめていただき出していくべきだといふのが一点。
それから、少なくとも資本金一億円以上の大企業については公開制度をつくっていただきても構いませんという御意見が中小会社の団体にも今回あつたわけでござりますけれども、それさえ実現をすることができないなつた。

この二点、どのようなお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

○永井政府委員 計算書類の公開につきましては、委員御指摘のとおり、私どもいたしましても早急に実現すべく各界の御理解を得るよう努力したいと思います。先ほど局長からもお答え申し上げましたとおり、一年、二年ということで果たしてそういう限定がつけられるかどうかということはまだこの段階では何とも申し上げられませんが、とにかく公開制度のあり方についてすぐに検討を開始したいと思っております。

それから、第二点目の、大会社についてはせめて実現すればよかつたのではないかという点がございます。ただ、現在大会社はむしろきちんととした公告をほとんどやっているわけでございまして、あるいは証券取引法の関係でのディスクロージャーもやっているわけでございまして、中会社の方がむしろ問題だと言われております。大会社につきましても、もちろん登記所での公開をいたしますとともに、従来どおりの公告、官報または日刊新聞による公告を続けていた大切なことにしておりますが、むしろ中会社等がもっと公開をやすい制度をどうつくるかということの方が現在問題にされていただけでございます。そちらの方の観点から専ら検討を続けてまいりたるものでござりますから、大会社だけ、それだけに負担をかぶせるという形のものになつたのではいわば換骨奪胎のよくなつてしまつたのではないかという議論もあつたわけで、とりえず今回は改正法案のまとめとしては見送つたわけでございます。

○平田(米)委員 私はもう少し考え方が違つております。つまり、今の大企業の公告制度も、大企業といいましても今は資本金一億円以上ですから、中会社の一部が入るということになるわけでござりますけれども、やはりもつとディスクロージャーといいますか公開をさせる方向で考えていくべきだと思いますので、全部ができなければ一部でも実現をさせていただきたかったと思うわけあります。EC等も実現をしておりますので、計算書

類の登記所における公開制度というのが、どの分野かわかりませんが、将来また必ず出てくるのではないかと思うわけであります。

それを実施をする場合に、先の話ではございますけれども、今まさにコンピューター時代になつておるわけでございまして、不動産登記につきましてもコンピューター化されておるわけでございますし、特許の申請でもそういう方向に行つておるわけでございまして、登記所に行かない計算書類を見ることができない、こういうのはもう時代おくれではないかと私は思うのです。もう企業にはパソコンがあるわけでございますし、あと十年もたてば各家庭にもパソコンが入る時代がもう目の前に来るのでございまして、それは認証の要る書類が欲しい人は行かなければなりませんが、中身だけ見たい、こういうような方は家庭でもパソコンを通して、情報網、通信網を通して簡単に情報入手される、そういうシステムをこれからは考えていかなければ時代に対応できなうと思います。また、登記所の省力化という点でもコンピューター化をしていかなければならぬと思うのですけれども、そのようなお考えはあるのでしょうか。

○永井政府委員 現在、登記所のコンピューター化というものは登記簿のコンピューター化を中心と展開しております。商業法人登記につきましても、最近東京法務局の墨田出張所でやつとペイロット的な意味で法人登記のコンピューター化が始まりました。一方、計算書類の公開制度のコンピューター化という問題は、一応構想としては我々考えておりますが、登記簿冊のコンピューター化ども、ちょっとと観点が違つております。

○平田(米)委員 商法四百九十八条では、公告を怠つた場合には百万円以下の過料に処する、そつ

ることでいろいろな神経を使う点がございります。

ただ、計算書類の公開の場合ですと、これは理論的には委員御指摘のとおり、別にそれで改ざんをされるとか何かではなくて、その原状を素早く欲しいという方にお送りするということは十分に考えられるところでございまして、将来構想といたしましては、例えば東京などにそういう公開センターみたいなものを置きまして、それを将来的に課題として、委員御指摘のような意見も出て、いろいろな研究をしているという段階でございます。

○平田(米)委員 将来の導入に当たっては、その点十分考慮していただきたいと思います。

現在、公告制度のみが、のみといいますか公告制度はそのまま残つておるわけでござりますけれども、取締役が公告を怠つた場合、どういう責任があるのでしょうか。

○永井政府委員 将来の導入に当たっては、その点十分考慮していただきたいと思います。

現在、公告制度のみが、のみといいますか公告制度はそのまま残つておるわけでござりますけれども、取締役が公告を怠つた場合、どういう責任があるのでしょうか。

○平田(米)委員 将来の導入に当たっては、その点十分考慮していただきたいと思います。

現在、公告制度のみが、のみといいますか公告制度はそのまま残つておるわけでござりますけれども、取締役が公告を怠つた場合、どういう責任があるのでしょうか。

○永井政府委員 商法四百九十八条では、公告を怠つた場合には百万円以下の過料に処する、そつ

ることでいろいろな神経を使う点がございります。

どうかとか、いろいろな具体的なケースによる判断が生じてこようかと思いませんので、公告をしなかつたからこれに当然に当たるということがあります。

かたからこれに当然に当たるということがあります。なかなか難しいのかなと思います。ただ、そういう要素が全く加味されないわけではないわけではありませんが、これは判例等の動向を見ますと、公告をしなかつたという理由だけでこれを認めたケースはないのではないか、かのように思っております。

○平田(米)委員 では、次の質問に移ります。

○永井政府委員 公告をしなかつたという事で果たしてあるのか、債権者が損害賠償を請求する、こういうようなことは考えられないのでしょうか。この要件にもござりますように、取締役がその職務を行つにつき悪意または重過失があるとき、また、その損害との因果関係が

いつた観点の部分は、実はまだ中間段階であるということございます。現段階でとりあえず余り異論がない一応の取りまとめができるという部分について一部整理したものでございまして、実は、小規模かつ閉鎖的な会社に適合する法制度の整備といふものはこれからも続けられるということでございます。

例えば、有限会社制度の抜本的な見直しでござりますとか、小規模かつ閉鎖的な会社における取締役会あるいは監査役のそういう運営管理機構につきましては意見が相当まとまつてゐたのですが、これは有限会社との関係等でまた整理し直して新たに要綱をつくろうということで、法制審議会も早急に審議を再開する、そういう方向を考えているわけでございます。

○平田(米)委員　途中であるということで了解をしておきます。

次に、有限会社の社員は、有限会社法十七条によりまして、有限責任というふうに規定をされておるわけでございますけれども、有限会社の社員の責任を有限とするという、その理論的根拠といふのは何なのでしょうか。

○大谷説明員　お答え申し上げます。

どのような会社にどのような性格を付与するかということは、すぐれて立法政策の問題に属するかと思われますけれども、我が国におきましては、

小規模、閉鎖的な有限責任の会社にふさわしい制度として有限会社が考えられているわけであります。この有限会社の有限責任の制度的な裏づけとして現行有限会社法が考えておりますものといたしましては、まず、最低資本金制度が設けられており、これは有限会社法の第九条の關係でございます。それから、有限会社の資本の維持につきまして、株式会社と同様の計算の規定が適用されるということになつております。すなわち、有限会社法の第四十六条规定で株式会社の計算の規定を大幅に準用するという取り扱いがされていります。さらに、計算の開示につきましても、株式会社ほど広範ではございませんけれども、

ども、社員や債権者に対する会社の計算書類の閲覧を許すというような計算書類の備え置き、開示の制度が設けられているということでございまして、このよだな一連の制度を通じて、有限会社の有限責任の制度の前提条件を満たしているというふうに現行法は考へておるものと解しております。

以上でございます。

○平田(米)委員　一応そういう御説明になるのではないかというふうに思うわけでございます。しかし、それだけでは果たして有限責任という特權を与える根拠になるのかなども考えるわけでございまして、監査役さえ任意機関になつておりますと、それをチェック機能は全くないと言つてもいいかと思いますし、もう一度、有限責任とは一体何なのかという根本から考へ直して、有限会社制度そのものも検討する必要があるのではないか、そういうところに來ているのではないかと思うわけであります。

それに関連しまして、小規模かつ閉鎖的な株式会社というのがあるわけでございますが、その取り扱いにおいて有限会社と区別する理論的根拠といふのは何があるのでしょうか。

○永井政府委員　お答え申し上げます。

そもそも昭和十三年に有限会社法が設立されました当時、商法における株式会社というものは現在で言ういわゆる大企業をおよそ予定していたわけでございます。有限会社はいわば中小企業に随分活用されるであろうという推測のもとに、非常に閉鎖的で、かつ比較的管理運営機構等も簡素化した、中小企業に適した有限会社として立法者はつくつたようでございます。ところが現実には、特に戦後におきましては、株式会社と有限会社との区別というのは、数の上でありますとか資本金の多寡でございますとか、実態が非常に混同といいますか、ほとんど差がないという現実があります。それで、株式会社を選択する場合と有限会社

を選択する場合とでは考え方がそれぞれ、実際に選択される方の意向がありましょうが、現実として小規模の株式会社が多数ふえ、また有限会社も非常に小規模株式会社と匹敵するぐらいの数がふえて、このよだな一連の制度を通じて、有限会社の有限責任の制度の前提条件を満たしていくといふうに現行法は考へておるものと解しております。

それで、こういう株式会社と有限会社を果たして区別して規制する必要があるのかという問題につきましても、法制審議会等では随分議論されてきましたが、たゞ、現実に有限会社を果たして有限と株式の差をなくして、すぐすべての規制をなくしようと、これはある面で非常に大改正といいますか、現実とも非常なギヤップを起こす場合があるのではないかといふ議論があります。

委員御指摘のとおり、先ほど私も申し上げましたとおり、有限会社につきましてはそういった観点を踏まえながら、現実に、株式会社における小規模閉鎖的会社との区別はどうあるべきか、またどのようにその区別をつけ、またあることは同じところは同じに扱っていくかどうか、そういうことも含めて抜本的に議論をしたいといふふうに法制審議会の方では考へておられるようになります。

○平田(米)委員　問題点、十分に御理解をいたしました當時、商法における株式会社というものは現在で言ういわゆる大企業をおよそ予定していたわけでございます。有限会社はいわば中小企業に随分活用されるであろうという推測のもとに、非常に閉鎖的で、かつ比較的管理運営機構等も簡素化した、中小企業に適した有限会社として立法者は

現実にはなされていない。こういう現実を見ますと、おっしゃったように今の株式会社そして有限会社という法を立法したときに考へたときの理想と余りにも現実がかけ離れているわけでございまして、現実に対応した会社法制度というのを考えますと、また、今回の改正に当たりまして中小企業の団体の皆さんの御意見を加味して考へますと、これらの会社は、公開をする会社とそうでない株式会社、これを二分して、法制度というのを別個につくつていく必要があるんではないかと思うのです。そして、非公開の会社につきましては、債権者保護ということをどうするかということが問題になりますが、債権者保護ということも含めて、公開をさせない反対として取締役の責任を重くして、経営に当たる者は重い責任を負つて、非公開の利益をもらつかわりに経営者として重い責任を負つていくという方向が一つ考へられるんじゃないかと思うわけであります。私は、株主総会とか社員総会を開催しないとか、あるいは計算書類を開示しないとか、会計監査をしないとか、そういうような会社の取締役は、労働債権とか不法行為債権、こういうような限定をするのではなくて、一般債権者に対する通常責任を負つて、責任を負つていくという方向性が必要なんではないか、そういうふうに思われるのですが、いかがでしょうか。

○大谷説明員　お答え申し上げます。

○平田(米)委員　問題点、十分に御理解をいたしました。御指摘のような観点から会社を整理することができますが、我が国の会社法制度も相当すつきりしたけれども、やはりこれだけの多くの会社があつて、現実と法制度が余りにも乖離しているということなら、一部修正などということではなくて、やはり直ちにはできないにしても計画的に抜本的な改正というものを考へていなければならないのではないかと思うわけであります。

例えれば、有限会社でありましても実際有限会社法の規制を守つていないのが現実ではないかと思うのですね。まず社員総会などというのはほとんど開催をしていないのが現実ではないかと思います。当然、計算書類の報告、承認などということも

著しく不足するといふような解釈を決めてるわけではございません。やはり会社財産の中で占める比率あるいは重要性、使用価値等総合的に検討して判断せざるを得ないのではないか、かように考えていろいろございます。

○平田(米)委員 何かよくわからない御答弁なんですかけれども、しかし、立法に際していろいろこれについては検討されたのではないかと思うのですね。有限会社法では営業の支障が一つの基準になるということになわけでござりますけれども、資金本金一億円の中で百万円だけ現物出資だといった場合に、百万円のうち十万円しか履行がされなかつたという場合に、十万円でも余り経営には関係ないということが言えるというお話を伺つたわけでござりますが、ある程度、何%という数字は出ないのでしょうか。

○永井政府委員 ただいま委員の挙げられました例で、例えば百万円の現物出資があつた、そのうち十万円足りなかつた、そのときに普通の場合これを著しく不足することは言わないので、こういう感覚はあります。

それで、例えば税法上の観点から、その評価が半分以下であるような場合には贈与税をかけられるとか、そういういろいろなものがありますが、半分に至ればこれは著しく不足するということになります。ただ、半分までに至らなくても、これは私どもの一つの感覚でございますが、三〇%から四〇%不足するということになるとやはり著しく不足するのではないか、こういうようになります。一つの感触でござりますので、ここで正確な法務省意見として言うようなものではございませんが、そういう感触を持っているということでござります。

○大谷説明員 お答え申上げます。
現行有限会社法及び今度の改正商法におきましては、著しい不足がある場合には発起人及び会社並立当時の取締役に不足額の担保責任が生ずるというふうに考えておりますけれども、著しい不足に至らない場合にはそのような担保責任は生じないということを整理をいたしてあるわけでござります。
なお、その場合でも、現物出資者または財産引き受けの場合の財産譲渡人に不法行為が成立するというような特別な要件が備わった場合には、別途その者に対して損害賠償責任を追及する余地もあるということをごぞいます。さらには、その他民法の一般理論から、場合によつては責任追及するということもあり得るのかなというふうに考えております。
○平田(米)委員 民法の一般理論といいますと、債務不履行ということになるのでしょうか。
○大谷説明員 これは全く私の個人的な考え方でございますけれども、債務不履行責任というよりは、例えば契約締結上の過失というようなものに基づく責任追及ということも理論としてはあり得るのかなということを個人的には考えているわけですがあります。
○平田(米)委員 ところで、百七十三条ノ二の二項で「取締役及監査役ハ前項ノ調査ニ依リ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ不当ナル事項アリト認ムルトキハ各発起人ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ要ス」ということになつておるわけでございますが、この規定の関係と百九十二条ノ二の関係はどうのよに理解したらよろしいのでしょうか。
○大谷説明員 お答え申し上げます。
委員御指摘の百七十三条ノ二の第二項の通告の規定は、発起設立における取締役、監査役の調査手続に関連するものでございます。取締役及監査役が設立の手続を調査いたしまして、そこに定款の規定が設立の手続を調査いたしまして、そこに定款に違反あるいは法令に違反するような事柄あるいは不当な事項があるというようなことを認めた場合には発起人にその事実を通告して、そして発起人

にそのような違反行為等の是正を求めるというふうにございまして、そういう発起人の自発的な是正行為を懇懃するという手続規定であるわけあります。この手続を履践したことに伴う法律上の効果というのは特段明確な規定を置いているわけではありません。取締役、監査役の設立手続における善質注意義務の履行の一態様に属する問題であるうと考へております。したがいまして、通告されたからといまして、今委員御指摘の百九二条ノ二の担保責任を免れるという関係にはならないということをご存知です。

されると、いろいろなこともあります。そのまま取締役から横滑りということをすることがあるわけですが、それで、それを任期を三年にする、任期を変えるというようなことにすれば、そういうことがある程度防げるというような意見もあります。私は、取締役と監査役は機能が違うと思うわけです。取締役というのは営業能力、事業能力というのを問われるわけでございまして、これは短期間である程度わかるわけですが、監査役の場合は相当期間会社の流れというものを見ていかなくちゃいけないと思いますので、任期が長くても構わないのではないかと思うわけあります。そういう問題点があるわけでございましてけれども、これはこれから商法改正の問題になるわけございますが、この点についてどういうお考えでございましょうか。

○永井政府委員 監査役の問題は、これから再開されます法制度審議会で改めて検討するということになつております。先生の御指摘のような意見につきまして十分配意しつつ検討していきたい、かように思つております。

○平田(米)委員 最後に法務大臣にお伺いをしたいわけでございますが、今回、一番重要な改正であると思われる計算書類の登記所による公開というものが導入することができなかつた、これはこれから日本の商法のあるべき姿からいきますとぬゆしき問題ではないかと思うわけであります。それに対する御意見と、それから今後どのような決意で臨んでいかれるか、簡単で結構でございますので、お答えをいただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 さつきからいろいろ委員、御意見ござりますように、まさにもう世界の趨勢がそういう方向に行つておりますので、日本としてもないがしろにできる問題ではありません。したがいまして、いろいろまた勉強させていただきまして、ほかの国に引けをとらないようにいろいろ勉強いたしたいというふうに考えております。

○平田(米)委員 ありがとうございました。以上で終わります。

お伺いをしたいのですが、ドイツの所得税制には二分二乗制度がある、フランスの所得税制にはN分N乗制度があるとお聞きしております。簡潔で結構ですから、その内容を答えていただきたいのと同じように年間所得五百万を上げた御夫婦がいた場合に、ドイツの所得税制で二分二乗制を採用してみた場合にドイツの政府に納める税額が幾らであるか、二分二乗制度を使わない場合の税額が幾らであるのか、それをお答えいただきたい。

○長野説明員 ドイツの所得税の課税単位につきましては、個人単位と夫婦単位、この夫婦単位といいますのは二分二乗方式でございますが、これが選択制でございます。フランスは世帯単位のN分N乗と申しておりますけれども、世帯員全員を合計して、世帯員数で割って、累進税率を適用するという仕組みになっております。

ドイツの場合に、二分二乗の場合と合算の場合でございますが、五百萬円の事業所得を前提といたしますと、二分二乗方式によりますと九十三万円というのが夫婦合計の税額になります。合算方式をとりますと、この場合合算と申しましても单独と申しましても同じでございます、片方にだけ所得があるという前提で計算してみると百二十五万四千円というになります。これは奥様が他にお仕事を持つておられるようなケースは捨象いたしております。

○木島委員 今のドイツの二分二乗制は妻が働いてない場合でも採用されるとお聞きしておりますが、統いてフランスで、N分N乗ということですが、仮に夫婦と子供三人の場合に、仮に五百萬所得が上がった場合にN分N乗制で計算した場合とそうでない場合とはどうなるか、お知らせいただきたい。

○長野説明員 御指摘の想定で、五百万のケースでN分N乗でございますと五十五万五千円ということになります。単独課税と申しますが夫婦合算方式みたいな計算をいたしますと七十八万七千円でございます。フランスの場合には、これは選択の余地はございません。

○木島委員 ついでに、仮に一千万の所得だと仮定した場合に、先ほどの同じ条件でドイツとフランスでどうなるか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

それと、ついでに一点だけ。フランスのNの数を決める際に、夫婦は二と数えると思うのですが、子供三人の場合は三でとつていいのかどうなのが、そこもお知らせいただきたいと思います。

○長野説明員 先にNの方を申し上げますが、フランスでは夫婦及び扶養子女という概念になつておりますので、日本で言います扶養家族の数、それがNの中に入るというふうに考えておりま

す。
計数でございますが、一千万の想定で、西ドイツ、二分二乗の場合二百五十一万四千円、夫婦合算方式の場合には三百五十七万八千円、フランスの場合一千九百九十九円、仮に夫婦合算という仕組みをフランスに適用いたしますと四百五十八万二千円ということがあります。

○木島委員 どうもありがとうございました。

こういう違いが生まれる根本的なポイントは累進構造になつている。二で割ると半分になりますから、Nで割るとN分の一になりますから、それで出てきた数字に対して税率を掛けるわけですか

ら、その税率が非常な累進構造になつてゐるからであると伺つてよろしいですか。

○長野説明員 仰せのとおりと理解いたしております。

沿革的にも、ドイツはもともとは合算でございましたけれども、合算いたしましたと累進がかかるべきまして、同じ五百万の所得の方お二人が結婚なさるところと合算になつて累進がかかるので憲法違反ではないかというお話を起つて、二分二乗または個人単位課税の選択制に変わつたといふふうに理解いたしております。

○木島委員 今明らかになつたように、ドイツは、個人事業者でも夫婦二人で働いた場合には累

二乗制を採用すると三十二万四千円節税できる。年間所得一千万の場合でも、百六万四千円は節税できる。

また、フランスでは、N分N乗制を、これはもう選択じゃなくてそういう計算方法なんですが、そういう制度がない場合と比較すると、年間所得五百萬で二十三万二千円の節税になり、一千万の所得の場合には何と百九十四万三千円、そうではない場合の計算に比べて税金が低く計算されるということだと思います。そうしますと、いろいろな社会的背景が違いますし、法人成りのいろいろな理由が税金の問題だけではないであろうと思うのですけれども、少なくともドイツやフランスでこれだけ所得税制で、無理に法人にならなくともこの制度できちっと保障されているということがあるかと思うのです。

先ほど私は日本の税制、同じ五百万と一千万のことを個人と法人の場合にどう違うか聞いたところでありますが、今回この商法改正によつて最低資本金制度導入して株式会社一千万に満たないものは認めない、有限会社三百万に満たないものは認めない、法人そのものを否定するということの法案であります。これは今私が聞いたことを裏返せば、個人事業家の節税の権利といいますか節税権といいますか、それを侵害するものだ、大変大きな負担を事業家にもたらすものではないかと考えますが、中小企業庁どうでしょう。

○藤原説明員 中小企業庁としては節税権ということではちょっととらえてございませんので、そのようにお答えさせていただきます。

○木島委員 時間がそれほどありませんから、ほ

ら、反社会的活動を除いて、自主性を事業家に持たせることが大事ではないか。法人を選ぶのが個人を選ぶのが自主性を事業家に持たせることが大事ではないか。そしてさらに、最低資本金制度がつくられることは、他の組織に移行することを妨げる、個人が法人に、有限会社が株式会社に移行することを妨げる、このことに対しても中小企業家は大きな不安を持っているということが語られた

わけあります。

そこで、もう一度中小企業庁にお伺いしますが、法人成り、そういう傾向は日本経済の活力や発展から見て積極的に評価すべきものだと考えておりますが、中小企業庁どうですか。

○藤原説明員 お答え申上げます。
公的に見解をまとめておけばではございませんので私的な感想になりますけれども、いずれにしましても、法人化することによって経営の区分なりそれによりまして経営の合理化等々が図られていくということは、我が国経済の基盤をなす中企業の活性化あるいは近代化、合理化という意味からも意義があるというふうに理解しております。

○木島委員 先ほども委員から指摘をされ、また私も先日指摘しておいたのですが、今の日本の法人の半分以上がいわゆる欠損法人であるということが国税庁の資料から出てきています。そのうちのほとんど八十数%、九〇%に近い割合で中小零細法人、資本金一千万以下の法人が欠損法人です。先ほど来法務大臣は、今度の商法改正の最低資本金制度の導入といいますか、今度の商法改正は完璧な改正ではない、欠陥もたくさんある、欠陥だらけけれども一步前進であるという趣旨の御発言をなさいましたか、これだけ多くの法人が欠損法人になつてゐる。しかも、それにもかか

わらず日本は相変わらずの旺盛な法人成りがあ

る。そして個人に比べて法人が税制の面でもいろいろな面でも有利な扱い、逆に言えば、個人が不利な扱いを受けている。そしてそこへもつてきて、今回株式会社一千円、有限会社三百万という最低資本制度が入ってくるということになりますと、まさに生懸命事業をやっているけれども、力がなくてわざか五年の間に一千万まで資本金を増資することができなければ法人成りを断念せざるを得ない、あるいは有限会社は三百万まで増資できなければ法人を断念せざるを得ないということになるわけですね。そうしますと、一步前進ではなくて、こういう本当に日本経済を一番末端で支えている本当の零細企業者にとっては大変な負担、不利を与える結果になるのではないか。完全じゃないけれども一步前進だとはとても評価できません。

○長谷川国務大臣 委員の意見、拝聴いたしております。零細法人にとっては評価できないのではないか、そういう零細法人にとって評価できないのではないかと見ておられるわけですが、法務大臣、いかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 委員の意見、拝聴いたしております。零細法人のところはかの考え方もあるわけありますし、今回の商法改正は、さつき私が申し上げたのでございますが、しかし、法務省としては最大限度いろいろの勉強もし、いろいろな関係のところも調査をし、話も聞き意見も聞きやすかったのが今回の改正でございまして、今段階におきましては、私どもはこの改正が必ずしも委員のおっしゃるようにこれはもう全然問題にならないものだというふうな考え方はいたしておりません。

またひとつ、いろいろ御協力をお願ひいたしました。

○木島委員 先日参考人として来られました東大教授の鴻常夫さんから、自分は、新たに設立される法人には法制審査申に昔あったように株式会社の場合には二千万でいいだろう、しかし既存の法人は同じではいかぬ、非常に苦痛を与えるから差をつけて一千万という考えだ。要するに、これから設立される法人についての最低資本金と、現在ある既存の法人に対するこれから五年以

内に幾らにしろという最低資本金の金額を画然と区別した理由のごときものと言われたわけあります。

しかし、今回出てきた商法改正を見ると、既存会社も新たに設立される株式会社も一緒にたにして一千円という同じ数字、有限会社についても既存の有限会社と新たに設立される有限会社をひっくりめ三百万という金額を持ち込んできているわけですね。現存する既存会社を少しでも救済しようという配慮が全くないと言わざるを得ないわけです。法制審査申の精神からいえば、今回新たに発足する株式会社の最低資本金は一千万にするのであれば、同じ割合で既存の株式会社を救済するのであれば最低資本金を五百万にするのが法制審査申の精神じゃないかと思うわけですね。

そこで、最後に、なかなか利益が上がらない苦労している中小零細法人の事業家が、この法律が仮に通ってしまった場合に五年以内に増資しなければなりませんので、その事業家、会社代表者のために特別の融資制度をつくってやればいいのかと考えるのですが、法務大臣と中小企業庁、そういう融資制度を特別につくつてもらう方向ではどうでしょうか。順次答えてください。

○藤原説明員 お答え申し上げます。

○和田(一)委員 中小企業等は、いわゆる中小企業三機関を通じまして中小企業者が必要とする事業資金等の円滑供給を図ってきたところでございます。しかし、この増資に対しても資金を拠出する出資者そのものについては、中小企業として事業を営む者というところは重複するところは相当あろうかと思いますけれども、明治に商法ができる以前何回かの改正が行われてきていたと思うのですが、今回のこの商法改正のねらい、目的、どういう精神で、どういう目的を持つて改正をされようとしているのか、その点からまずお伺いしたいと思います。法務大臣、よろしく。

○長谷川国務大臣 先ほどからも申し上げておるわけでござりますが、我が国における経済活動のためには恒久法になつてございまして、政府系金融機関の設置法でございますけれども、これは基本的には恒久法になつてございまして、対象者としてあえて中小企業以外の者、いわゆる個人にも融資を行うことということについていろいろな問題がござります。また一方、先ほどございましたように事業資金以外の資金の融資を認め、これについても、他の金融機関との間での問

題あるいは政府系金融機関で実施することの妥当性等いろいろ難しい問題がござりますので、我々としてはいろいろ慎重に検討しましたけれども非常に難しいと言わざるを得ず、慎重に取り扱われるべき問題かというふうに承知しております。

○長谷川国務大臣 今の融資の問題は私の主管でないので、今のお話のとおりであります。私もとしては、税制の問題でこれからまたいろいろ若干お役に立つような方法を今検討いたします。またやらなければいけないといふふうに考えております。なお、委員からの先ほどからの御意見は、御意見として十分拝聴いたしておきます。

○木島委員 終わります。

○小澤委員 頭苦労さまでした。

○和田(一)委員 きょうよいよ最後の質問の番になりました。私の立場からまたお伺いいたしますので、あるいは重複するところは相当あろうかと思いますけれども、お許しいただきました。まず基本的にこれから始めさせていただきたいと思います。

今回の商法改正でござりますけれども、明治に商法ができる以前何回かの改正が行われてきていたと思うのですが、今回のこの商法改正のねらい、目的、どういう精神で、どういう目的を持つて改正をされようとしているのか、その点からまずお伺いしたいと思います。法務大臣、よろしく。

○長谷川国務大臣 先ほどからも申し上げておるわけでござりますが、我が国における経済活動のためには恒久法になつてございまして、政府系金融機関の設置法でございますけれども、主としてべき株式会社及び有限会社の大多数が小規模で閉鎖的な会社である実情にかんがみ、このような会社にも適合するよう法制度を整備合理化するとともに、債権者保護のために必要な措置を講ずるなどして、我が国における株式会社及び有限会社制度の充実強化を図るものとしたものでございます。

○和田(一)委員 考え方はわかりました。

題あるいは政府系金融機関で実施することの妥当性等いろいろ難しい問題がござりますので、我々としてはいろいろ慎重に検討しましたけれども非常に難しいと言わざるを得ず、慎重に取り扱われるべき問題かというふうに承知しております。

○長谷川国務大臣 今の融資の問題は私の主管でないので、今のお話のとおりであります。私もとしては、税制の問題でこれからまたいろいろ若干お役に立つような方法を今検討いたします。またやらなければいけないといふふうに考えております。なお、委員からの先ほどからの御意見は、御意見として十分拝聴いたしておきます。

○木島委員 終わります。

○小澤委員 頭苦労さまでした。

○和田(一)委員 きょうよいよ最後の質問の番になりました。私の立場からまたお伺いいたしますので、あるいは重複するところは相当あろうかと思いますけれども、お許しいただきました。まず基本的にこれから始めさせていただきたいと思います。

今回の商法改正でござりますけれども、明治に商法ができる以前何回かの改正が行われてきていたと思うのですが、今回のこの商法改正のねらい、目的、どういう精神で、どういう目的を持つて改正をされようとしているのか、その点からまずお伺いしたいと思います。法務大臣、よろしく。

○長谷川国務大臣 先ほどからも申し上げておるわけでござりますが、我が国における経済活動のためには恒久法になつてございまして、政府系金融機関の設置法でございますけれども、主としてべき株式会社及び有限会社の大多数が小規模で閉鎖的な会社である実情にかんがみ、この重ねる中で、既存会社と新設会社を分ける合理的な理由というのも一つあるわけでござります。しかし、実際にこれを分けるというのは非常に問題があるというような考え方が出てまいりました。また中小企業団体等の要望等もあったわけでござります。そういうような状況の中から、既存会社も新設会社もあわせて最低資本金は一千万、三百万円ということにしたという点が第一点でござります。

第二点は、これも大変議論になつておりますけ

れども、株式会社について計算書類を登記所に提出していただきまして登記所で公開をするという計算書類の登記所公開制度といふものが答申に盛られているわけでござりますけれども、この制度については今回全部改正を見送ったということでおこざいます。いわば答申の一つの重要な柱がすっぱり抜け落ちているような状況になつてゐる、こういう結果になつてゐるのでござります。

○和田(一)委員 抜けた点はわかりました。大変大事な点であると思うのですが、資本金の方も含めて、それから計算書を登記所に公開する制度については全く抜け落ちた。これは、さつき大臣がおつしやつた法の目的、精神に照らして、当分はなくともいいんだというのか、それともこれは抜け落ちたんであつて、近い将来にはそういうことも含めて改めて目的に沿うべく改正していきたいというふうに考えておられるのか、その辺をちよつとお答えいただきたい。

○清水(満)政府委員 特に計算書類の登記所公開の制度でござりますけれども、大臣が最初にお述べになりました債権者の保護というよつた観点から申しますと、これはぜひとも実現いたしたい制度でござります。法制審議会の答申にあるわけでござつて、答申を尊重するという趣旨からも、やはりこれは改正案に盛り込むべきものであつたといふふうに私どもは考へておるわけでございます。しかしながら、この制度を導入した場合に、現実にこの制度に従つて計算書類を登記所に提出しなければならない中小企業、もちろん資本金三千万円以上というような限定があるわけでござりますけれども、そういったこれに該当する企業から見ますと、これはその限りにおいて新しい制度であり、ある種の負担を課するということになるわけでござります。現実にこの制度を扱う人たちの理解がまだ十分に得られていない、理解が十分に行き渡つてない、こういうような状況のもとでこの制度を強行することにいたしますと、これまでいろいろな混乱が生ずるおそがある。こういうような判断に立ち至りまして、私どもは関係方面と

意見の調整を重ねつつ、今回の改正におきましては見送ることいたしましたけれども、いずれこれは実現すべき制度であると考えておりますので、できるだけ早い機会に法律改正という形で国に御審議をお願いいたしたいというふうに考えているところでございます。

○和田(一)委員 いずれ改正という御答弁でございましたけれども、法の精神からいって債権者の保護というようなことも考えていかなければいけない。こういう趣旨からいえば、株式会社も有限会社も有限責任しか負わないという制度でございますから、これはもし間違いがあつてその会社に投資しながら倒産したら、債権者が頼りにできるものは会社の財産しかないと思うのですね。だからこそ、財産の状況がどうなつてゐるのか、経営内容も含めて債権者がもっとよくわかるよう計算書というものが公になるべきだ、こう思つたのです。実際の制度からいって、今現にある商法によって定められている規則はほとんど守られていない。さつきからのいろいろなお話を聞いておりましても、百二十六万社のうちの約1%程度しか官報、新聞の公告はないんだ、こういう実態と全く乖離してしまつておられるものを少しでも法の精神に近づけるためのいろいろな論議がされてきたと思うのですが、そのためには、今大きく抜け落ちてしまつたこういう計算書の登記所への公開制度といふものは確かにそういうものを補つていくために大変大事な制度であるなと思うのです。それを、いすれは改正する、できるだけ早く、こうおつしやつてはおられたようですが、もしそれが本当に大きな大事な点であるとすれば、PRをして、これを出さなければならなくなる人たちへの時間的な問題もあるし、周知徹底していくためのPRの期間も必要である、こういう御配慮がまだ十分に得られていない、理解が十分に行き渡つてない、こういうような状況のもとでこの制度を強行することにいたしますと、これまでいろいろな混乱が生ずるおそがある。こういうような判断に立ち至りました、私どもは関係方面と

○清水(満)政府委員 申しわけありませんけれども、いつごろというめどを申し上げる状況には現れないわけでございます。ただし、会社法の改訂につきましてはまだ積み残された問題というのがたくさんございます。今回、中小会社についてとりあえず関係者の合意が得られるような問題について法律の改正案を作成したわけでございまますが、前々から議論になつておりますように、中小会社にふさわしい例えは経営管理機構、取締役会の制度とか監査役の制度といふようなものも、ある程度煮詰まつてあるような問題もあるわけでございます。法制審議会の商法部会といつてしましては、そういう中小会社法、有限会社法を含めまして、今回の商法の改正が成つた後に直ちにまた継続して審議を進めるという手はすになつてゐるわけでございます。そういう法制審議会の審議の過程の中におきまして、この登記所公開の制度というのは既に答申があるわけでござりますから、その実現についてどうするかといふことも当然また問題になろうかと思つわけでございます。私もといたしましては、そういうような実情を踏まえまして、特にこの登記所公開制度は法制審議会における長年の懸案事項であったというような背景をも踏まえまして、できるだけ早い機会に改正案を作成して国会の御審議を仰ぎたいというふうに考へております。

○和田(一)委員 それでは、それはそれにいたしまして、今回の改正が成立いたしますと相当数の方がこの新しい改正に基づいて対応していかなければならぬわけですから、それによつて増資をしなければならない、あるいは組織変更をしなければならない、こういったことが行われることに対して、時間的なゆとりといふものはお考えのようですが、具体的、実際的に特別の配慮と云ふものを見ておられるのかどうか。先ほどは融資ということもございましたが、融資は別としでもいろいろな費用あるいは増資に対する課税、こういうものに対しても減免措置がとられるのかどうか。これはやはり相当大きな問題だと思いま

すが、いかがでしょうか。

○清水(満)政府委員 お尋ねのよう、有限会社については三百万円までは資本金の増額をしないで、企業によつては大きな負担になるという企業もあるうかと思ひます。それから、株式会社については一千万円まで増資をしなければならない、それができないと有限会社に組織変更するというようなことにならざるを得ないような会社も出てくるかもしれないというふうに私ども考へております。この点につきましては、御指摘のようによつて五年間の猶予期間を置いて、この間に十分にPRをし、その増資なり組織変更が円滑にできるように、私どもいたしましてもいろいろな形でその円滑化のための努力をいたしたいと考えております。

それからまた、これは後ほど大臣からもお話しになろうかと思いますけれども、増資に伴う税制上の特例措置というようなものにつきましても、私ども事務レベルの段階におきまして、大蔵省にお願いし、大蔵省でもこれは重要な問題だということで御検討いただいておるというふうに承知しております。

○和田(一)委員 そのことに対しても、大臣、今まで、今回この改正が成立いたしますと相当数の方がこの新しい改正に基づいて対応していかなければならないわけですから、それによつて実現できるとすればいつからそういうことが可能になるかも含めて、お答えいただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 今大蔵省と小当たりにいろいろお話をしている段階でございまして、まだ確定的なことをお話し申し上げる段階ではございません。しかし、いろいろ委員会の委員各位の議論をずっと総合しましても、まさに放置しておくことのできない問題でござりますので、税制の問題あることは融資の問題、いろいろ多角的に、この問題はひとつづきるだけ早く円滑に處理できるようになります。

○和田(一)委員 それでは、ちょっと角度を変えまして、今回の改正で社債の募集の限度額が変わっております。今までのように資本金及び準備金の総額という制限がなくなつたかわりに、純資産額を限度といふに変わつたと聞いておりますけれども、これを純資産額とした意味合いはどういうところにあるのでしょうか。これがいわゆる債権者保護のためにさらによいという判断はどこにあるのかをお聞きしたいと思います。

○清水(満)政府委員 現行法上社債の発行限度につきましては、御指摘のよう資本金と準備金の合計額の範囲内、純資産額がそれを下回る場合には純資産額を限度とする、こういうことになつてゐるわけでございます。このことにつきましては、今回の改正法におきまして純資産額だけを基準とする、つまり資本金と準備金の合計額より純資産額が多いという場合には、従来は資本金と準備金の合計額までしか社債を発行することはできなかつたわけですから、純資産額がこれを上回るというような場合には純資産額の限度まで社債を発行することが新たにできるようになった、こうしたことになるわけでございます。現在の基準である限りで社債を発行するには、資本及び準備金と市場原理みたいなものでコントロールできるだらうし、また債権者も何か別の目安があればそういうのは一体何であるか、準備金というものは何であるかというような問題が実はあるわけでございます。これは一種の計算上の数字ということになるのだろうと思うのでありますけれども、非常に形式的な基準ではないか。やはり会社債権者、社債の発行を受ける債権者の方から見ますと、結局会社の財産として担保になるのが純資産額である。つまり、純資産から総負債を差し引いて会社に丸々の財産として残つてゐるその純資産だけが本来の責任財産としてとらえ得るものであるといふに考えられるわけでございます。そういうことから、今回の改正案におきましては純資産額基準だけに一本化をした、こういうことになつておるわけでございます。

このようないい改正是された背景には、もう一つの

事情いたしまして、ヨーロッパを初め先進諸国

問題としてはそういうところを通さないと社債の発行というのはできない。つまり社債というのは、巨額でしかも一種の固定負債という大量のものを想定しているわけでございますが、御指摘のよ

ういいます。

ところが、発起人が一人で足るということにな

りますと、場合によつてはその発起人が全部の株式を引き受けるということになりまして、設立の段階から既に株主は一人であるというような状況

も出てこよつかと思うわけでございます。しかし

まだその点についての十分な検討がされ尽くされていないというような状況もございましたので、今回とりあえず純資産額基準に拡大することにとどめたということになつておるわけでございます。

○和田(一)委員 従来の制限枠よりは広がつたと

いう意味で、それも純資産額という、その保証ができる範囲の中でやりなさいという意味かもしれませんが、最後におつしゃついたように、社債

について限度といふものとの法律で書く必要が

あります。法務審の商法部会長の鈴木先生なん

が、いつ、今回の改正で、従来株式会社の登記の

ために七人以上必要であるといつたものが一人で

よろしい、こううことになりましたが、株式会

社という社団法人と企業経営、一人株主といふこ

とになり、一人で登記ができるということになる

と、これは個人企業が名前を変えただけではない

かという見方も出てくるのじやないかと思うので

すが、この社団法人という考え方から見た一人株

主でよろしいといった今度の変えた精神というの

なことでありましても、株式の流通といふよう

ことによりまして将来複数化は制度的には可能に

なつてゐるわけでございます。

そういうようなことから、現行法下でも株主が

一人という事態は常に起こり得るわけでござい

ますけれども、そういうような実態も考慮して発起

人が一人でもよいといふふうにしたわけでござい

ます。

○和田(一)委員 まだ伺いたいことがたくさんございましたけれども、時間がもう過ぎたというこ

となので、これで終わります。ありがとうございます。

○小澤委員長 御苦勞さまでした。

次回は、来る八日金曜日午前九時五十分理事会

までございます。

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成二年六月五日

で事実上厳しいチェックをしておりますし、実際

午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

法務委員会議録第五号中正誤
ペシ 段 行 錯
元 一 云 配當
三 一 互 失墜
一 三 さるを得ない
さるを得ない
失墜
正

平成二年六月二十日印刷

平成二年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P